



品川区

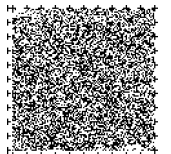
平成23年4月

第2期品川区地域福祉計画

◎みんなが主役

参加と支えあいのまち

品川

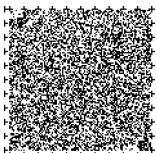


音声コードについて

本計画書の紙面には、音声コードを印刷しています。

音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。

○音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。



ごあいさつ

品川区では基本構想、長期基本計画を策定し、「輝く笑顔 住み続けたいまちしながわ」の実現に向けて着実に事業を推進しています。この基本構想等をさらに具体化し、区と区民等の一層の協働を基本に、平成23年度から32年度の10ヵ年を計画期間とする新たな「品川区地域福祉計画」を策定いたしました。

現行計画（平成15年度）策定以降、少子高齢化の進展や孤立死、児童虐待の問題など、地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、このたびの東日本大震災は想像をはるかに超える甚大な被害となり、地震の恐ろしさとともに、災害に強いまちづくりの重要性を改めて認識しています。

今回の計画改定では、これからの社会情勢の変化や非常災害時等に対し、普段からの地域の支えあいによる「品川の地域力」の向上を図り対応するための視点を含め、策定しています。

計画の策定にあたっては、区内13地区において懇談会等により、区民のみなさんから直接ご意見を伺い、地域が抱える課題やさまざまな取り組みなどをお聞きしました。ご協力ありがとうございました。また、小笠原委員長はじめ策定委員のみなさんには活発なご議論をいただきましたことに感謝申し上げます。今後も、区民のみなさんと共に地域福祉の取り組みを進めてまいりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

平成23年4月 品川区長 濱野 健

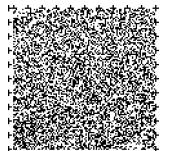
品川区では8年間の計画期間を経て、今回新たな「品川区地域福祉計画」を策定しました。品川区はここ数年、大崎駅前の再開発や臨海地区におけるマンション建設などにより、人口の増加、とりわけ若い世代の流入が進む一方で、町会・自治会など古くからの地縁に基づく団体活動が盛んな地域もあります。

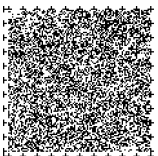
国の動向などをみると、今後介護保険制度などの公的サービスは、さらに専門的なサービスに移行していくものと思われます。そういった中で地域における支えあい、助け合い活動を推進することは大変重要であり、行政と社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブなどさまざまな地域団体等が密接に連携・協力し、見守り活動などのような「地域の安心感」をはぐくむためのさまざまな活動を推進していくことが必要です。

本計画の策定にあたっては、区民が地域で暮らしていく中で感じている不安やより良い暮らしを実現するために何が必要かといったことを、地域の方々から直接お聞きし、地域のための計画となるよう検討を重ねてきました。

この計画によって、今後も行政と地域がさらに一体となって地域福祉を一層推進し、品川区がますます発展されることを心より期待しています。

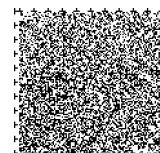
平成23年4月 品川区地域福祉計画策定委員会委員長 小笠原 祐次

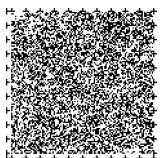




もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 社会的背景と品川区のこれまでの取組	1
2 品川区における今後の重点課題	4
第2章 計画の趣旨	5
1 計画の目的と位置づけ	5
2 計画の期間	6
3 計画の策定体制	7
4 計画の基本理念と基本目標	8
5 施策の柱	8
6 施策の体系	9
第3章 地域福祉の推進に向けて	12
1 相談から支援につなげるしくみづくり	12
2 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実	16
3 地域の支えあいに必要な情報の活用と保護	26
4 担い手の育成、拠点整備等活動しやすい環境づくり	29
資料編	34
1 品川区の人口動向等	34
2 コーディネーター配置、ふれあいサポート活動等に関するこれまでの取組	40
3 品川区地域福祉計画策定委員名簿	43
4 品川区地域福祉計画策定委員会の検討経過	44
5 地区懇談会の開催状況（地区ふれあいサポート活動会議、町会・自治会長会議等）	44





はじめに

世界で他に類を見ない急速な高齢化を経て、今や超高齢社会の中にある我が国において、高齢者の知恵と経験を活かしながら活力ある地域社会を構築していくことや、介護が必要になってもいつまでも安心して暮らせることができる環境づくりが重要となっています。

また、核家族化や地域社会の変化により子育てにおける親の孤立や負担が増す傾向がみられ、地域ぐるみの子育ての必要性が増しています。

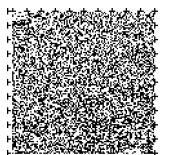
そして、障害者が住み慣れた地域で生活していくためには、公的な支援だけではなく、住民の理解や支援も大切な要素となります。

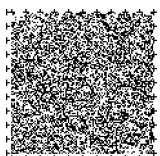
さらに、社会構造や経済情勢の変化などにより生じる孤立死や所在不明、児童や高齢者に対する虐待など、社会全体で解決しなくてはならない課題が発生しています。

公的な福祉サービスにおいては、分野ごとに整備が進んでいますが、福祉ニーズは複雑・多様化し、増大し続けている状況です。

そこで、セーフティネットとしての公的なサービスを充実させる一方で、地域の中での支えあい、助け合いなど、地域ぐるみの取組みもあわせて展開していくことが必要です。

品川区地域福祉計画は、こうした状況に対応し、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせることをめざし、住民同士が支えあう『共助』の充実を今後の大きな課題の一つとしてとらえつつ、住民一人ひとりが取組む『自助』、公的なサービスを提供する『公助』の役割分担および連携の強化を図りながら、生活課題を解決していくしくみを構築していくための方向性を示すものです。





第1章 計画の策定にあたって

1

社会的背景と品川区のこれまでの取組

1) 社会的背景

各種福祉施策が措置から契約へと変わり、公的サービスの整備は進んでいますが、少子高齢化の進展などにより、公的な福祉サービスのみでは多様化するさまざまなニーズへ対応することは難しい状況となっています。

また、高齢者の孤立死や所在不明、高齢者・児童の虐待などが社会問題となり、加えて、いわゆる団塊の世代が後期高齢期に入る2025年には、ひとり暮らし世帯がもっとも多くなる世帯類型として推計されていることから、地域での支えあいや見守りの強化など地域社会におけるコミュニティの再生が求められています。

さらに、近年の福祉制度改革の方向性として、利用者本位、区市町村中心、在宅福祉の充実、自立支援の強化、サービス供給体制の多様化などが挙げられています。

このような状況にあって、今後さらに発生する、地域におけるさまざまな課題を解決するためには、区と区民等が連携することで、公的サービスと共助の重層的な連携としくみを充実し、「品川の地域力」の底上げ・再生を進めていくことが必要です。

2) 品川区におけるこれまでの取組

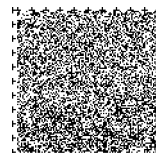
(1) 地域に根ざしたふれあいサポート活動の展開

【 ゆるやかなネットワークづくりと核になる会議の開催 】

区では現行の地域福祉計画に基づき、地域の助け合いのしくみとして、配食サービスや災害時要援護者支援など「ふれあいサポート活動」を通じた活動を推進してきました。

この「ふれあいサポート活動」は、昔からあった地縁による相互扶助システムを新しい形で再生させた地域の相互支援の活動として、地域に根ざした組織を核として、個人や企業のボランティアが参加するゆるやかな支えあいのネットワークを構築しています。

第1期計画では、この活動を強化するため、品川区社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、高齢者クラブなど関係組織が連携を強化できるよう「地区ふれあいサポート活動会



議」を設置し、各地区におけるニーズ把握などの情報収集・情報交換を行い、配食サービスや高齢者懇談会など地域特性に応じた活動を展開してきました。

【 地域の見守りネットワーク 】

地域の見守り活動として、民生委員・児童委員の訪問・見守り活動をはじめ、孤立死防止を目的とした高齢者等見守りネットワーク、災害弱者を地域で守るための災害時助け合いシステム、小学生の登下校の時間にあたる8時と3時に見守る83（ハチサン）運動など、地域住民が主体となった活動を展開しています。

また、認知症高齢者を地域ぐるみで支える認知症高齢者サポーター養成講座の開催や、児童虐待の未然防止・早期発見のための見守りネットワーク、高齢者虐待防止ネットワークなど、今日的な課題に対応したネットワークも形成しています。

【 地域活動の推進 】

品川区基本構想、長期基本計画等では“協働”の視点から「区民と区との協働を進める懇話会」や「社会貢献活動見本市」の開催、「協働事業提案制度」の実施など、協働による取組みを推進しています。

(2) 地域福祉の担い手の支援、育成、協働

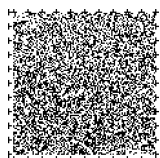
【 品川区社会福祉協議会の活動支援 】

地域福祉の活動の大きな担い手である品川区社会福祉協議会の活動を積極的に支援しています。

品川区社会福祉協議会では、区民の助け合いによる「さわやかサービス」（有償在宅福祉サービス）、たんぱつサービス、おでかけサービスなどの事業のほか、ミニサロン活動として「ほっと・サロン事業」を実施しています。

そして、ボランティア活動を支援するため、ボランティア団体連絡会の開催、ボランティア団体支援事業やボランティア講座の実施、品川区地域貢献ポイント制度の実施、インターネットを活用した情報提供ボラミニメールの発信、ボランティア活動のコーディネート事業などを行っています。

さらに、成年後見制度の活用を推進するため、全国でも先進的な成年後見センターの設置により権利擁護事業を展開しています。



【 多様な活動の担い手の支援・育成・協働 】

民生委員・児童委員は、地域福祉の主要な担い手の1つです。困難な事例が増える中、行政の積極的な関わりとともに、講演会や事例検討などを定期的に行い、継続的な支援を図っています。

町会・自治会による高齢者等地域見守りネットワーク事業、区民とPTAによる83（ハチサン）運動、防災区民組織（町会・自治会）による災害時助け合いシステム、登録協力員（区民）による近隣セキュリティシステム（「まもるっち」を持つ小学生の安全を協力員が見守るもの）、社会福祉法人福栄会によるファミリーサポート、NPO法人による「北浜子ども冒険広場」プレイリーダーや保育サポーター、企業による「しながわCSR企業連絡会」など、多様な活動の担い手を育成・確保・支援しています。

【 福祉教育・福祉の人材育成 】

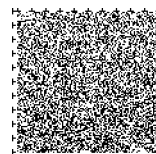
学校教育との連携を通じた福祉教育としてジュニアリーダーの育成、こども家庭あんしんねっと協議会の運営のほか、介護福祉専門学校で区民を対象とした公開講座を開催しています。

(3) 専門性の高いサービスの提供

高齢者の在宅介護支援や権利擁護（高齢者虐待防止や成年後見制度の活用）、障害者の地域での生活や就労の支援、療育の支援、児童虐待防止、メンタルヘルス対策などさまざまな課題に対応し、それぞれの関係機関が必要に応じて連携し、対応することで専門性の高いサービスを提供しています。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、授乳コーナーやおむつかえコーナー等を備えたチャイルドステーションの設置、坂道に手すりを設置するなどの安全施設整備、高齢者の交通安全対策、違反広告物を除去するしながわ景観美化隊の組織化、道路における商品のせり出しや自転車の放置などの監察事務、まちなかで一休みできる記念しながわお休み石の設置、災害時要援護者を避難誘導するための災害時助け合いシステムの構築などに取組んでいます。



1) 身近な地域で相談ができる場と出向くサービスの拡充

多様な生活課題（個人が抱える日常生活上の困りごとなど）に対して、身近な場所で気軽に相談を受け、必要な支援につなげることができるしくみとともに、地域に出向き早期に課題を発見するしくみや具体的な支援サービスの充実が求められています。

2) 地域特性を活かした支えあいの活動の充実

区内には、商店街が活発な地域や再開発が進み高層のマンションが建ち並ぶ地域、住宅と工場が軒を連ねる下町の雰囲気を残している地域や急速に高齢化が進んでいる地域など多様な地域特性があります。それぞれの地域の持つ特性に合わせ、ふれあいサポート活動を中心とした支えあい活動の充実が必要です。

また、地域活動をより活発に行うためには、必要な情報の共有が不可欠となっており、個人情報との活用と保護のためのルールが重要です。

3) 対象者ごとの専門性が高く、きめ細やかなサービス提供

支援が必要な人の状況に合わせ、より専門性が高くきめ細やかなサービスを区や品川区社会福祉協議会、社会福祉法人が提供していくことが必要です。



地域福祉計画改定の視点

1 区民主体と協働により「共助」を広げる

「区民主体型サービス」であるふれあいサポート活動と、区民の参加を得て区や品川区社会福祉協議会が実施する「協働型サービス」を「共助」と位置づけ、広げていきます。

2 「身近な場」と「出向き」で生活課題を早期に発見する

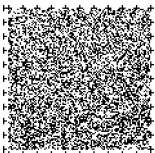
13地区を基本として身近な場に多様な生活課題について相談できる場を設けるとともに、出向くことによる生活課題の早期発見を重視します。

3 担い手同士をつなげ、支援が必要な人をサービスにつなげる

ふれあいサポート活動の担い手、専門性が高い公的サービス機関がそれぞれの連携を強め、また相互の連携も強めることで、支援が必要な人を適切なサービスにつなげていきます。

4 人を育てる、意識を育てる

地域のリーダー、専門性の高い人材を育てるとともに、「困ったときはおたがいさま」の意識を育てていきます。



第2章 計画の趣旨

1 計画の目的と位置づけ

1) 計画の目的

本計画の目的は以下のとおりです。

◆地域における生活課題を自助、共助、公助の連携により解決する

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、住民同士が支えあう『共助』を中心に、住民一人ひとりが取組む『自助』、公的なサービスを提供する『公助』が役割分担と連携（協働）を図りながら、生活課題を解決していくしくみを構築します。

◆対象者別の個別計画では解決できない横断的な取組みを推進する

高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の個別計画では解決しきれない地域の支えあいの促進など、横断的な取組みを推進します。

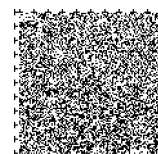
◆新たな地域の課題に対応した取組みを推進する

社会環境や経済状況等の変化により発生する新たな課題に的確に対応する取組みを推進します。例えば、孤立死、高齢者・児童・障害者等への虐待、ひきこもり、認知症、心の病など、制度による支援だけではなく地域の理解や支えが必要な課題も増えてきています。これらの今日的課題を視野に入れて取組みを進めます。

2) 計画の位置づけ

◎社会福祉法に基づく計画

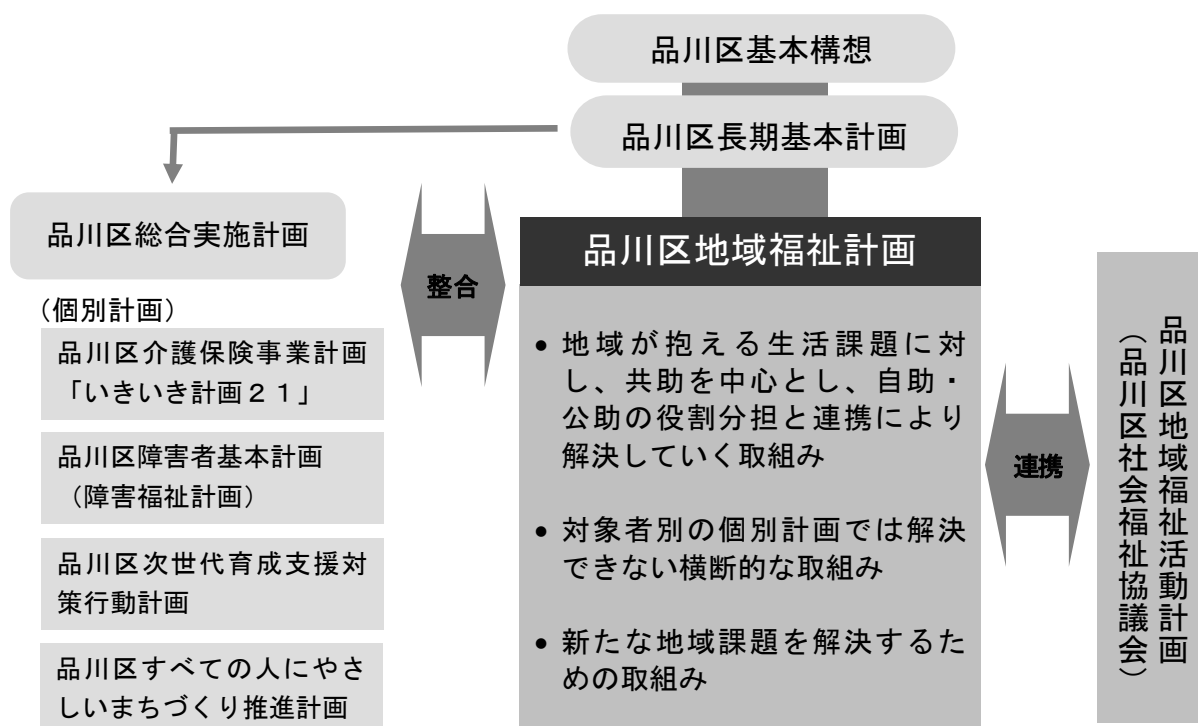
社会福祉法において、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、同法第107条において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「福祉サービスの適切な利用の推進」「社会福祉事業の健全な発達」「住民参加の促進」が規定されています。本計画は、社会福祉法に基づく計画として、これらを反映します。



◎区の上位計画や関連計画をふまえた計画

本計画は、区の上位計画である品川区基本構想、品川区長期基本計画および関連計画との整合を図りながら、区に関わるすべての人を対象として、地域課題等を解決していくための取組みなどを示すとともに、品川区社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図ります。

<地域福祉計画の位置づけ>



2

計画の期間

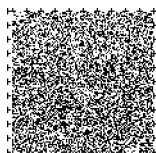
平成23年度から平成32年度の10カ年とし、状況の変化など必要により10年間の計画期間中であっても見直しを行うこととします。

平成15～22年度（8カ年）

平成23～32年度（10カ年）

第1期計画

第2期計画



地域福祉の主役である地域住民の声を反映させるため、13の地域センター単位での「地区ふれあいサポート活動会議」の場を中心に地区懇談会を開催し(各地区2回程度)、また、パブリックコメントの実施、広報紙・区ホームページ等により周知しました。さらに、区政モニター集会や世論調査を通じて意見を伺うとともに、学識経験者、福祉・医療関係団体、地域関係団体の代表者などにより構成する品川区地域福祉計画策定委員会の議論をふまえ、施策の調整を行いました。また、介護サービス事業者との懇談会等を通じて多方面から意見を聴取しました。

<13地区懇談会等>

地区ふれあいサポート活動会議、
町会・自治会長会議等

- 平成22年6月～7月 全15回
 - 平成23年1月～3月 全26回
- 延べ761人参加

<品川区地域福祉計画策定委員会>

- 第1回 平成22年 7月22日
- 第2回 平成22年 9月17日
- 第3回 平成22年12月20日
- 第4回 平成23年 4月 7日

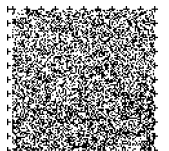
<パブリックコメント> 平成23年1月21日～2月18日 (19人、61件)

<その他>

- 区政モニター集会 平成22年7月14日 (モニター33人)
- 第19回世論調査 平成22年7月～8月実施
- 介護サービス事業者との懇談会 平成22年8月27日 (43事業所、61人)

主な意見

- 身近で分かりやすい相談場所の設置・周知
- 民生委員・児童委員の活動負担と担い手不足への対応
- ちょっとした困りごとに対する支援 (買い物支援、電球交換など)
- 住民同士のコミュニケーションが減少
- 向こう三軒両隣の気持ちが大切
- 個人情報保護に対する過度な反応が福祉活動を阻害していることへの対応
- 支援の受け手側と提供側への情報提供
- さまざまな団体が活動しやすい基盤整備
- 住民が気軽に集えるサロンなどの拡充



《基本理念》 みんなが主役 参加と支えあいのまち 品川

《基本目標》

1 区民が互いに支えあう地域のつながりの構築

地縁による相互扶助のしくみを、新しい時代のニーズに合わせて再生し、区民一人ひとりが孤立することなく、互いにふれあい、支えあえる地域のネットワークを構築します。

2 区民と行政がそれぞれの役割を担う公民の協働

すべての区民が住み慣れた地域で、自分らしい豊かな生活を実現することができるよう、区民と行政が協働しそれぞれの役割を担う地域社会をめざします。

3 区民みんなの参加で築く支援のしくみ

区民のだれもが何らかの形で関わることができるような支えあいのしくみを構築します。また、そのしくみづくりや評価などにも区民が参加していくことをめざします。

4 誰にも分かりやすく、利用しやすいしくみづくり

区民が自らの生活を組み立てるために必要な情報を分かりやすく提供し、サービスを適切に利用できるしくみをつくりまします。

1 [相談] 相談から支援につなげるしくみづくり

身近な地域での相談・コーディネート機能と専門性の高い相談・コーディネーター機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を充実させ、相談から支援につなげるしくみづくりを行います。

2 [支援] 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実

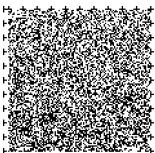
ふれあいサポート活動など区民主体型サービスおよび区民の参加を得て区や品川区社会福祉協議会が実施する協働型サービスを拡充していきます。これにより、生活面で最も支援が必要な食事、買い物、見守り、憩いの場等を充実します。あわせて、専門性が高く、公的機関が実施するサービスを関係機関が連携して提供することで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 [情報] 地域の支えあいに必要な情報の活用と保護

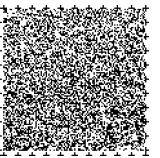
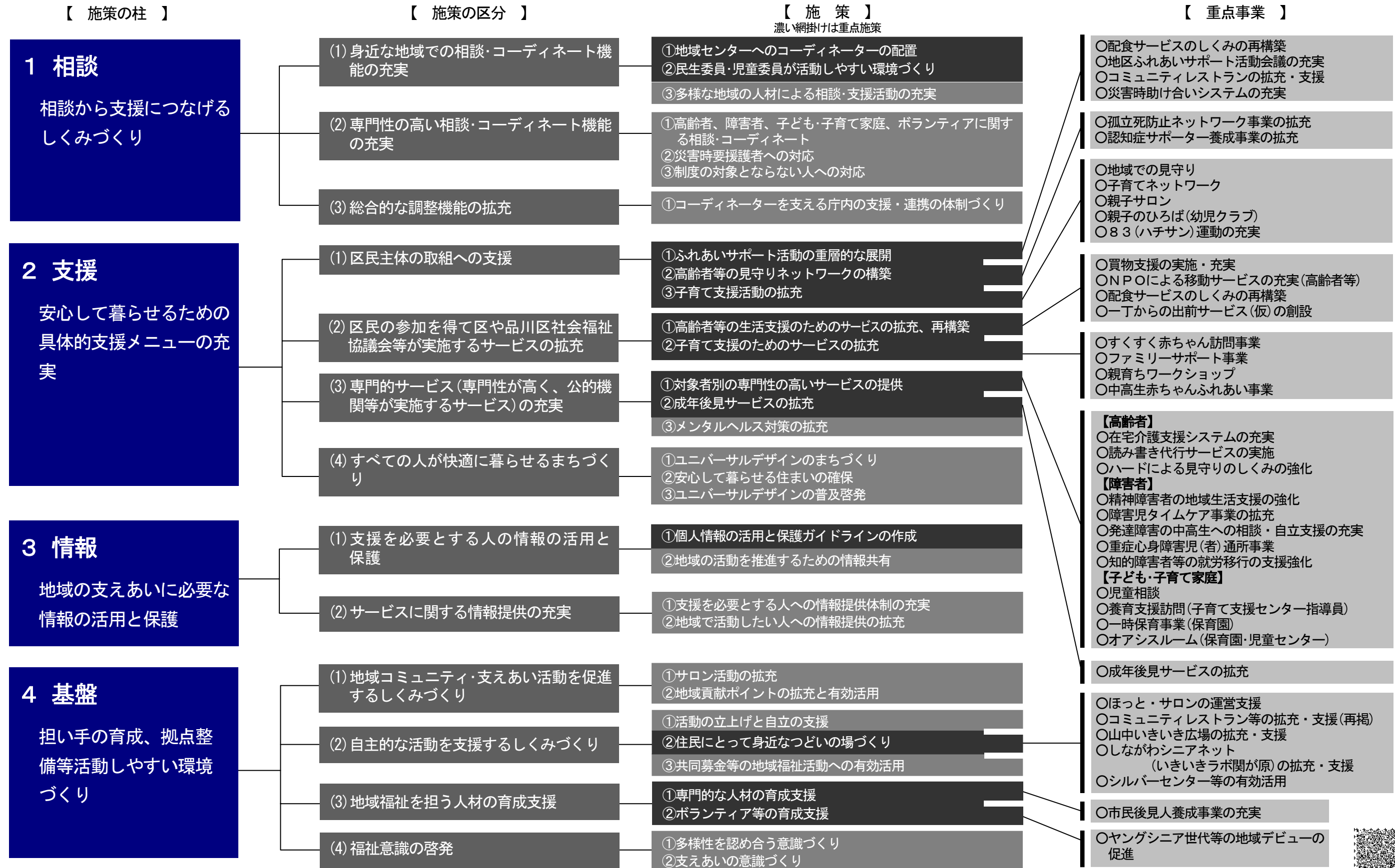
地域での支えあい活動を促進するため、支援を必要とする人の情報の適正な活用や地域活動に関する情報の共有化とともに、コーディネーターや民生委員・児童委員などの対面によるサービス情報の提供、活動したい人に向けた情報提供の充実を進めます。

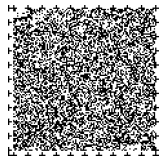
4 [基盤] 担い手の育成、拠点整備等活動しやすい環境づくり

地域コミュニティ・支えあい活動のきっかけとなる機会やしくみを充実し、また自主的な活動のための場所や資金確保のためのしくみづくりを進めます。さらに、地域福祉を担う人材の育成支援、福祉意識の啓発を充実します。

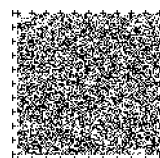
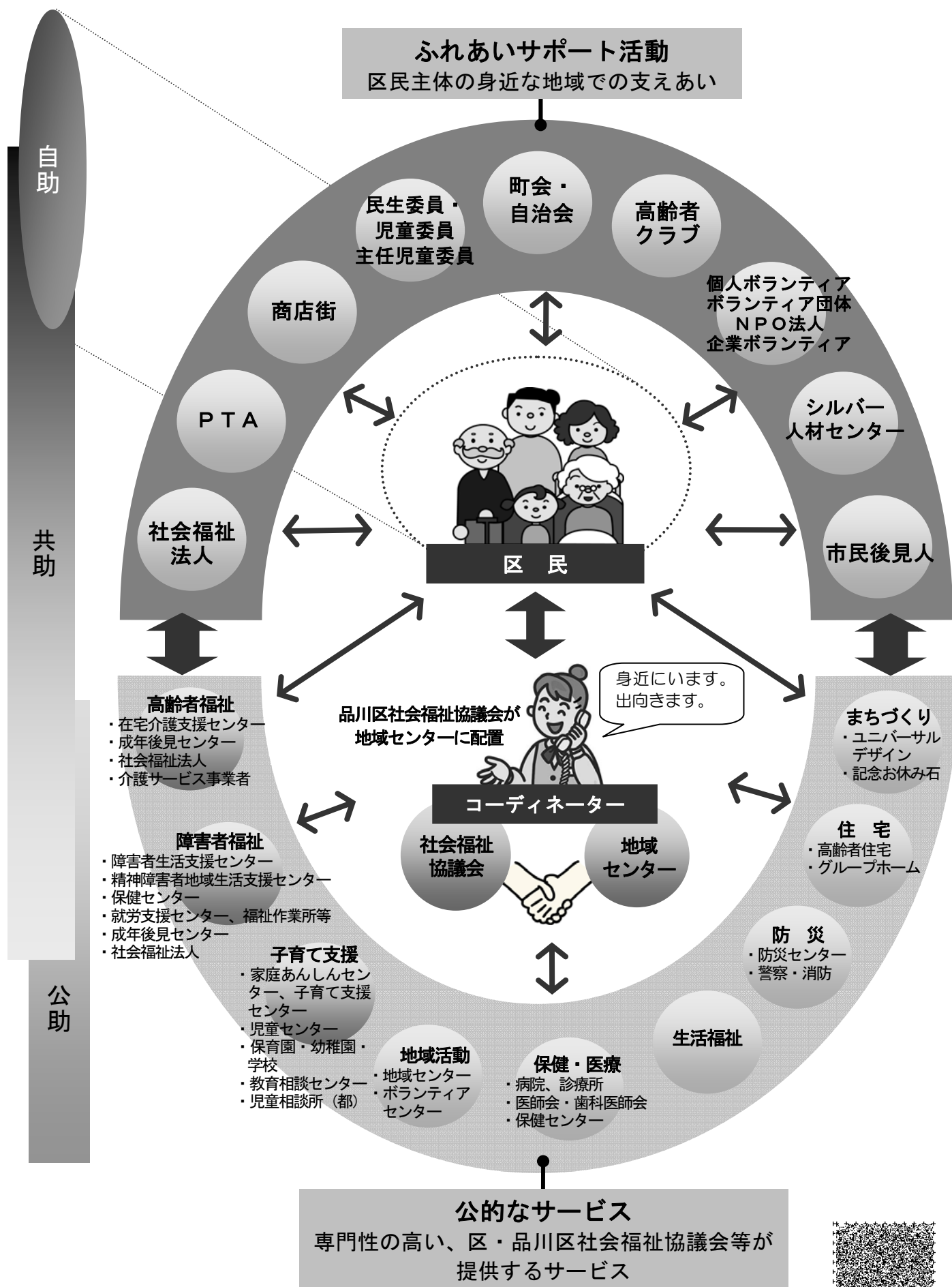


計画の背景と目的および基本的な考え方、区民等の意見をふまえ、以下の施策の柱と体系に基づいて事業を展開します。





〔品川区における地域福祉の展開イメージ〕



第3章 地域福祉の推進に向けて

1

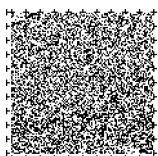
【相談】 相談から支援につなげるしくみづくり

1) 現状と課題

【地区懇談会等での意見より】

- 孤立死に関する相談窓口がどこなのかわからない。
- 認知症の人等への対応に困難を感じている。また、相談先もよくわからない。
- 家族が困ったことを抱え込んでいる。

- 保健福祉サービスは分野ごとに充実し、さまざまな制度やサービスが整備された一方で、これらの制度やサービス、相談窓口を知らずに、生活課題を抱えて困っている人や、制度の対象とならない人に対する支援が必要となっています。そのため、身近な地域で、このような人を早期に発見するとともに、情報を提供したり、適切な支援につなげるしくみが求められています。
- 品川第二地区では、ひとり暮らし高齢者等生活応援事業（厚生労働省 安心生活創造事業）をモデル実施（平成21～23年度）しています（P40参照）。この事業では、地域センター内に品川区社会福祉協議会のコーディネーターを配置し、地域の福祉に関わる身近な相談・コーディネートを行っています。今後、地域の特性に合わせて、全区に展開するためには、この成果を十分に検証し、進めていく必要があります。
- 身近な地域での相談・支援活動を行うために、民生委員法および児童福祉法により、民生委員・児童委員が設置されていますが、困難なケースが多くなるなど、活動の負担の大きさが指摘されています。一方、地域には、民生委員・児童委員のほか、町会・自治会、高齢者クラブ、認知症サポーター、NPO・ボランティアなどの多様な人材による相談・支援活動が実施されており、民生委員・児童委員との連携のしくみづくりや、多様な地域の人材育成が必要となっています。
- 災害時要援護者対策として、隣近所の人々の助け合いにより避難誘導する体制（災害時助け合いシステム）づくりを行っています。今後も、これらの対応を充実していくことが必要です。
- 発達障害児を対象とした児童デイサービスを平成20年に開設しました。今後も、発達障害児（者）への支援を行うとともに、ニート・引きこもり、生活困窮者、自殺など、制度の対象となりにくい問題・課題への対応が必要となっています。



2) 取組の方針

身近な地域での相談・コーディネート機能と専門性の高い相談・コーディネート機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を充実させ、相談からサービスにつなげるしくみづくりを進めます。

3) 取組の内容

(1) 身近な地域での相談・コーディネート機能の充実

① 地域センターへのコーディネーターの配置

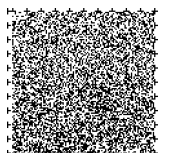
身近な相談・コーディネート機能の充実を図るため、品川区社会福祉協議会との連携により地域センターにコーディネーターを配置します。

展開にあたっては、品川第二地区および荏原第二地区におけるモデル事業をふまえ、その成果等の検証期間（3年間程度）を設け、その検証結果を十分にふまえ地域の実情に合わせた拡充を検討します。

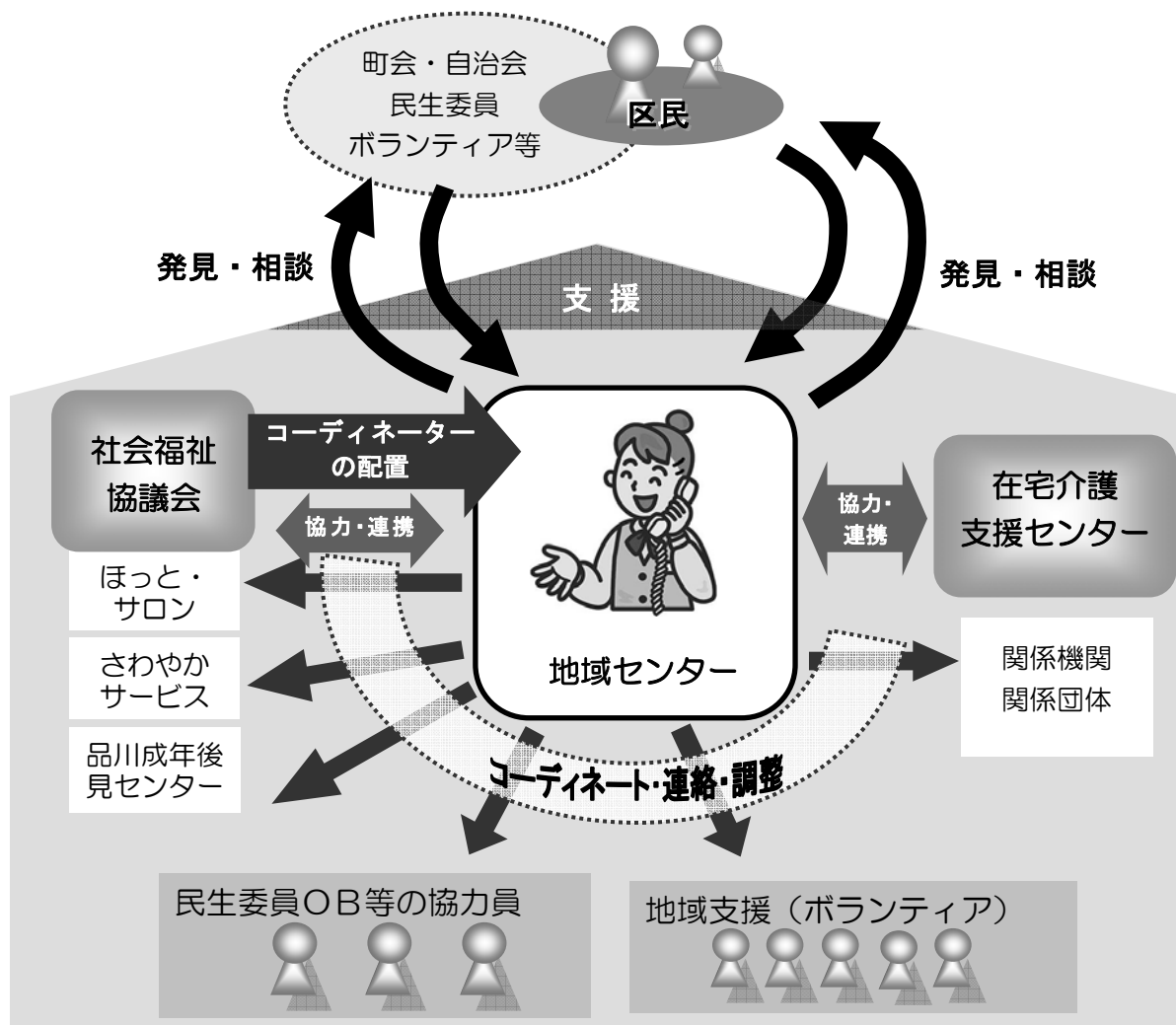
相談・コーディネート機能は、次の5項目を重点に充実をめざします。

〔めざす相談・コーディネート機能〕

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 相談 | 地域の身近な相談窓口となる。 |
| 2 | 発見 | 専門的な対応を必要とする問題を抱えた人を早期に発見する。 |
| 3 | 調整 | 自ら解決できない問題（困難ケース）については適切な専門機関や区の担当部署につなぐ。 |
| 4 | 連携 | 問題解決に関係するさまざまな専門機関や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。 |
| 5 | ネットワーク形成 | 住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる団体・個人のネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する。 |



〔コーディネーターを中心とした支援イメージ〕



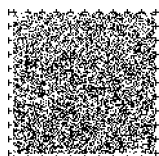
②民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員は活動の負担の大きさが指摘されていることから、活動しやすい環境をつくるため、民生委員・児童委員が町会・自治会の会合などの活動に参加したり、高齢者クラブとの連携強化を促進するなどの支援策を検討します。

また、地域福祉活動を円滑に推進するため、情報共有のあり方や情報活用のルールづくりを検討します。

③多様な地域の人材による相談・支援活動の充実

民生委員・児童委員のほか、町会・自治会、高齢者クラブ、認知症サポーター、NPO・ボランティアなど地域の多様な人材による相談・支援活動の充実を促進します。



(2) 専門性の高い相談・コーディネート機能の充実

① 高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、ボランティアに関する相談・コーディネート

各分野に関わる組織・専門家における相談・コーディネート機能をより充実させるとともに、相互の連携強化に努めます。

具体的には、次表のような組織のほか、保健・医療、生活福祉、防災・防犯、住宅、まちづくりなど、多様な分野に関わる組織が、対象となるケースや課題に応じて横断的に連携、対応することをめざします。

〔専門性の高い相談・コーディネートのための連携（例示）〕

対 象	連携を強化する関係組織
高齢者の介護、権利擁護など	品川区社会福祉協議会、在宅介護支援センター（地域包括支援センター）、在宅サービスセンター、社会福祉法人、介護事業者、高齢者福祉課、高齢者いきがい課など高齢者に関わる組織
障害者の地域での生活および就労、療育	障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、就労支援センター、福祉作業所、保健センター、障害者福祉課など障害者に関わる組織
子ども・子育て家庭の支援、子どもの健全育成	家庭あんしんセンター、子育て支援センター、児童センター、保育園・幼稚園・認定こども園・学校、教育センター、児童相談所、教育委員会、子育て支援課など子育て支援に関わる組織
ボランティア活動	地域センター、ボランティアセンター、地域活動課、協働・国際担当課など地域におけるボランティア・NPO活動の実施に関わる組織

横断的に連携

② 災害時要援護者への対応 →P17～18、（P41参照）

関係機関との連携のもと、災害時要援護者への相談対応やコーディネート機能の強化、「災害時助け合いシステム」の拡充を図っていきます。

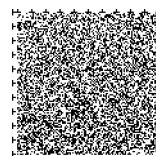
③ 制度の対象とならない人への対応

発達障害者支援の取組みを拡充するとともに、ニート・引きこもり、路上生活者、生活困窮者、自殺など、制度の対象外となりがちな問題・課題への対応策を検討・拡充します。

(3) 総合的な調整機能の拡充

① コーディネーターを支える庁内の支援・連携の体制づくり

コーディネーターからの困難ケースの引継ぎおよび対応が円滑に実施されるよう、コーディネーターを支える庁内体制づくりに努めます。

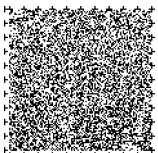


1) 現状と課題

【地区懇談会等での意見より】

- 地域の高齢者のニーズとして、電球交換、買い物、掃除、通院の支援がある。ちょっとしたことを頼めたり、話を聴いてもらえたりするようなボランティアを増やすとよい。
- 買い物支援は商店街の活性化にもつながるのでよい。
- 子どもの泣き声がしたら近所の人が見に行きに行くようなおせっかいが大切。
- 児童虐待は、父母の子育ての孤立が関わっている。

- すべての人が安心して暮らすためには、多様な生活課題に対する支援が必要です。高齢者や障害者が地域で安心して暮らし続けることができ、子どもたちが地域で育ち・育てられ、防犯・防災などの安全対策が充実した地域としていくためには、見守りや支えあいのしくみを強化していくことが求められます。
- 区民主体で行われているふれあいサポート活動（P40参照）は、広義には「区民主体の身近な地域での支えあいの活動」、狭義には「各地域センターで開催されているふれあいサポート活動会議メンバーを中心に行う活動」が展開されており、双方の活動をさらに拡充することが必要です。
- 広義のふれあいサポート活動では、高齢者に対しては配食、会食、訪問、孤立死防止などの見守り・支えあい活動が、子育て家庭に対しては、民生委員・児童委員等による見守りや、子育てネットワークづくり、83（ハチサン）運動が行われています。また、災害時要援護者については、災害時助け合いシステムが構築されています。
- 区民の参加を得て区や品川区社会福祉協議会が実施するサービスとしては、主に高齢者を対象とした、さわやかサービス、たんぱつサービス、子育て支援と児童虐待防止のためのすくすく赤ちゃん訪問、ファミリーサポート事業などが行われています。
- 専門性が高く、公的機関が実施するサービスとしては、高齢者の在宅介護支援システムに基づくケアマネジメント、障害者の24時間サポート、児童相談、一時保育事業などが行われています。今後、ニーズの増加に対応した成年後見サービスの拡充、引きこもりなど制度の対象とならない人へのサービス提供方策の検討が必要となっています。



○すべての人ができる限り快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、高齢者が安心して地域に住み続けられるための住まいの確保なども求められています。

2) 取組の方針

ふれあいサポート活動など区民主体型サービスおよび区民の参加を得て区や品川区社会福祉協議会が実施する協働型サービスを拡充していきます。

これにより、生活面で最も支援が必要な



等を充実します。

あわせて、専門性が高く、公的機関が実施するサービスを関係機関が連携して提供することで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3) 取組の内容

(1) 区民主体の取組への支援

① ふれあいサポート活動の重層的な展開

◎ 配食サービスのしくみの再構築

配食サービスは、在宅介護支援センターがコーディネートし、区商店街連合会との連携を図るとともに、今後のニーズの高まりに対応し、市場化を含めしくみの再構築を行います。

◎ 地区ふれあいサポート活動会議の充実

さまざまな地域団体が連携し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う地区ふれあいサポート会議を13地区で定期的で開催します。

また、参加メンバーは町会・自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、高齢者クラブ、PTAを中心として、今後は地域センターに配置されたコーディネーターなどの参加をめざします。

◎ コミュニティレストランの拡充・支援 →P31参照

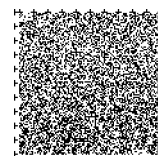
◎ 災害時助け合いシステムの充実

- 災害時要援護者名簿の作成

災害発生時における要援護者の救援活動に使用するため、該当者に登録意向調査を行い、登録希望者の名簿を作成しています。

- 災害時要援護者避難誘導ワークショップの実施

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の安全確保を目的に、町会・自治会が車いす等で避難路のまち歩きを行い、要援護者の避難誘導方法の検証や支援体制づくりを行っています。



- 災害時要援護者個別支援プランの作成
個々の要援護者ごとに支援者の確保と支援者同士の連絡体制を構築するための個別支援プランの作成を支援します。平成22年度より町会・自治会と個別支援プランの作成について協議を進め、今後その成果をふまえ区内全域への拡大の方策について検討します。

②高齢者等の見守りネットワークの構築（P41参照）

◎民生委員（高齢者相談員）による見守り活動

話し相手や相談助言などを行い、必要なケースについて関係機関等に連絡します。また3年に1度の改選年度にひとり暮らし高齢者等に関する一斉調査を行い、見守りが必要な人を把握します。

◎孤立死防止ネットワーク事業の拡充

23年度以降も参加団体を増やし、普及・啓発を図っていきます。また、参加団体に対する救急医療情報キットの助成を行います。

◎認知症サポーター養成事業の拡充

平成23年度には10地区に拡大し、以後、区内全地区への拡大を図っていきます。また、学校と連携した事業展開を視野に入れつつ若年層の認知症サポーター養成に努めます。

③子育て支援活動の拡充

地域で行われている次の子育て支援の活動は、児童虐待の兆候の発見・通告にもつながるものであり、現在実施されている以下の活動を、今後さらに支援・促進します。

◎地域での見守り

民生委員・児童委員、主任児童委員が気になる親子の居宅を訪問し、様子を確認しています。

◎子育てネットワーク

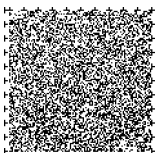
身近な地域において、きめ細かな子育て支援ネットワークを構築するため、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、警察署、学校、幼稚園、保育園、保健センターなどが協力し、協議会を開催しています。

◎親子サロン

児童センターでは、家に閉じこもりがちな乳幼児の親子が、おもちゃや絵本が用意され、飲食もできる専用の部屋で、ゆっくり、自由に過ごせるよう、親子サロンを実施しています。

◎親子のひろば（幼児クラブ）

児童センターでは、0～3歳の年齢別にクラブを開催しています。親子で遊びや運動、季節行事などを楽しみます。母親同士の交流や情報交換などができます。



◎ 8 3 (ハチサン) 運動の充実

小学生の登下校の時間にあたる午前8時と午後3時に大人が買い物、犬の散歩や花の水やりなど日常生活の中で子どもたちを見守る運動です。子どもたちの見守り機能強化とともに地域力の向上を図るため、地域に根ざしたより効果的な運動推進の方策について検討していきます。

(2) 区民の参加を得て区や品川区社会福祉協議会等が実施するサービスの拡充

① 高齢者等の生活支援のためのサービスの拡充、再構築

高齢者の日常生活を支援するため、区や品川区社会福祉協議会等が区民の参加により安定的に提供するサービスとして、きめ細かいサービスの拡充を図ります。

また、その担い手を地域から発掘することで、支えあいの力を拡大していきます。

◎ 買い物支援の実施・充実

地域センターと品川区社会福祉協議会が連携し、高齢者の買い物の代行・同行・持ち帰りのしくみを構築します。

さらに、NPO法人、シルバー人材センターなどの専門的なサービスと区民ボランティアとの協働によるサービス等との調整を行い、高齢者の買い物支援を充実します。

◎ NPOによる移動(移送)サービスの充実(高齢者等)

高齢者等の外出を支援する移動(移送)サービスを、NPOとの協働により拡充します。

◎ 配食サービスのしくみの再構築(再掲) →P17参照

◎ 一丁からの出前サービス(仮)の創設

高齢者等の風邪・急病など心身機能の低下による緊急的な食事サービスを創設します。サービスの提供主体は、区内飲食店、スーパーなどを視野に入れて検討していきます。

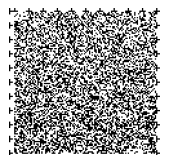
◎ さわやかサービス・たんぱつサービスの充実

品川区社会福祉協議会が実施するさわやかサービス、たんぱつサービス等の充実を図り、高齢者のニーズに対応した生活支援を拡充していきます。

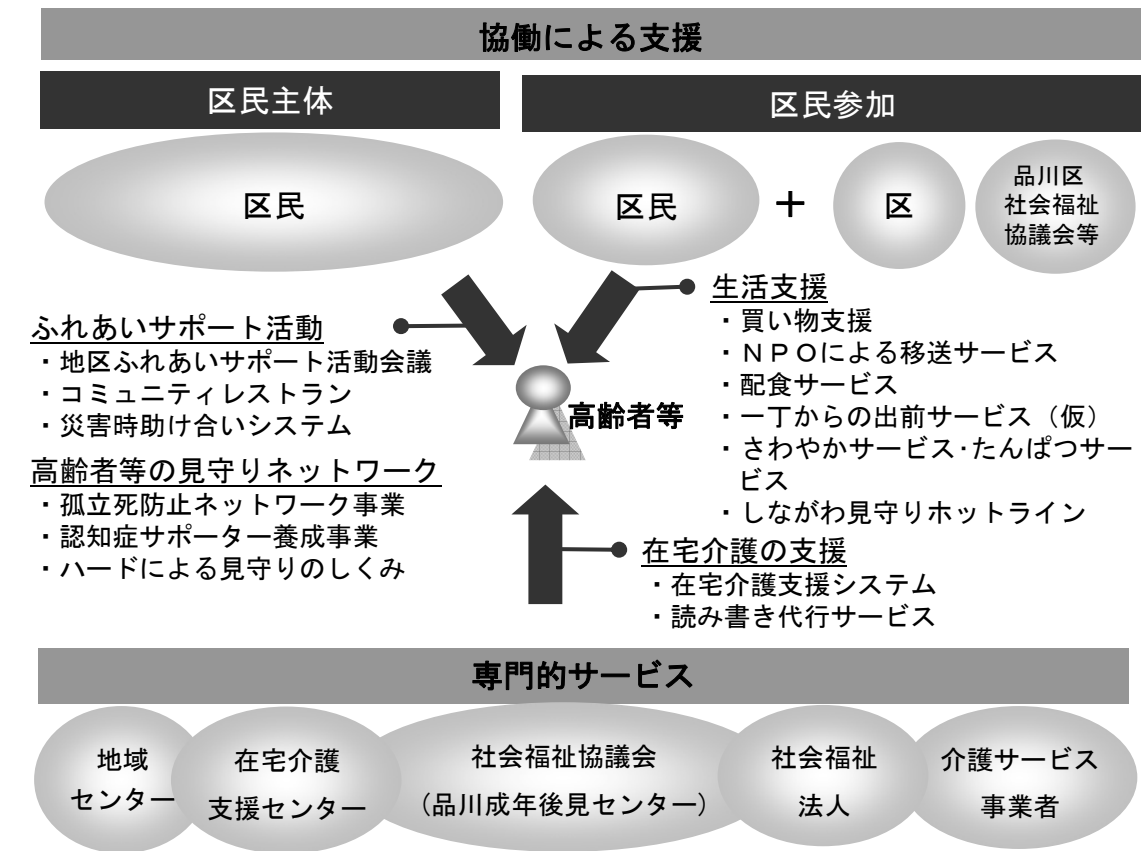
◎ しながわ見守りホットライン(24時間情報受付ダイヤル)

子どもから高齢者までを地域で包括的に見守るためのしくみのひとつとして、平成22年10月から地域における児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しています。

通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等を早期に発見し、適切に対応するため、今後も継続していきます。



〔地域における高齢者等の支援（主なもの）〕



②子育て支援のためのサービスの拡充

子育て支援と児童虐待防止のため、区や品川区社会福祉協議会が区民の参加により安定的に提供するサービスとして、次の事業を実施しています。これらは、児童虐待の兆候の発見や防止にもつながるものであり、事業をさらに拡充していきます。

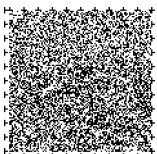
◎すくすく赤ちゃん訪問事業

保健センターの保健師・助産師、児童センター職員、民生委員・児童委員、主任児童委員が生後4ヶ月までの赤ちゃんを訪問する乳児全戸訪問事業を実施しています。

絵本等を配布し、家に閉じこもらないよう保健センター・児童センター・図書館などの利用を勧め、また気になる親子の発見も行い、継続的な見守りにつなげています。

◎ファミリーサポート事業

ファミリー・サポート・センターが依頼会員と提供会員を登録し、保護者の外出時の預かり、保育園・学校の送迎など、子育てを地域の会員同士が助け合っています。



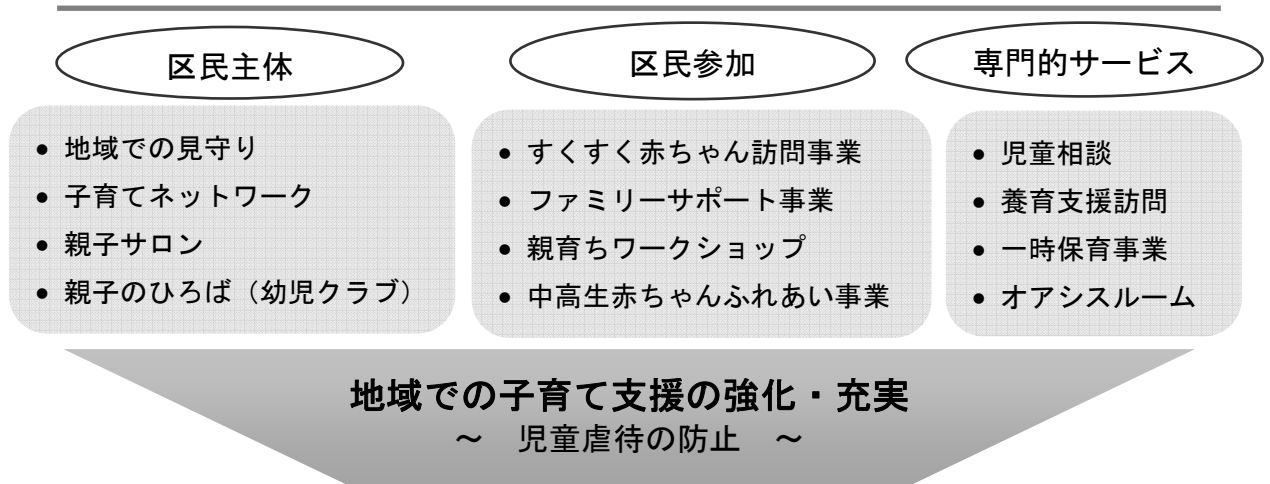
◎親育ちワークショップ

児童センター、民生委員・児童委員、主任児童委員が、子育てについての講座を開催しています。開催中の託児は抱っこボランティアが実施しています。

◎中高生赤ちゃんふれあい事業

中高生が学校で乳児親子とふれあい、自己肯定感を高めるとともに、保護者には子どもの発育を他人に認めてもらうことで自信の向上につながっています。

〔地域における子ども・子育て家庭の支援〕



(3) 専門的サービス(専門性が高く、公的機関等が実施するサービス)の充実

①対象者別の専門性の高いサービスの提供

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、特別な支援を要する人、制度の対象とならない人へのサービス提供について、関係機関における対応を充実するとともに、組織間の連携を強化します。

【高齢者】

◎在宅介護支援システムの充実

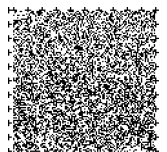
在宅介護支援センターが中心となり、公的サービス、インフォーマルなサービス、配食サービスのコーディネートを行うことで在宅介護支援システムを充実します。

◎読み書き代行サービスの実施

高齢者や障害者に対して、読み書き代行サービスを実施します。

◎ハードによる見守りのしくみの強化

緊急通報システム（民間委託）の充実と、生活リズムセンサーの活用を図ります。



【障害者】

地域における生活の支援、社会参加・就労支援の観点から、障害者が地域の中でより暮らしやすく、また地域とのつながりを実感できるよう、さまざまな事業を展開していきます。

<地域生活支援>

◎相談支援体制の強化

障害者生活支援センターおよび精神障害者生活支援センターのケアマネジメントを強化します。また、高次脳機能障害に係る専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。

◎精神障害者の地域生活支援の強化

NPO法人等と連携し、既存の下記3事業を強化・充実します。

- 地域生活安定化支援事業・・・
退院後、または閉じこもりがちな精神障害者の服薬を含めた生活支援を医療機関等と連携して実施
- いこいの場運営事業・・・・・・交流、食事、入浴の場の提供
- 地域生活サポート24事業・・・
24時間、日常生活上の困りごとや相談に対応

◎療育支援体制の整備、強化

発育・発達に関して支援の必要な児童に対する早期発見および早期療育体制を整備するため、庁内における連携（子育て支援課・保育課等）、各関係機関との連携を強化し、乳幼児期から一貫して相談が受けられる体制を構築します。

◎障害児タイムケア事業の拡充

特別支援学校等に通う障害児の放課後や夏休み等に日中活動の場を提供します。また、家族の就労支援や介護者の負担軽減を図るため、「にじのひろば」を拡充していきます。

◎発達障害の中高生への相談・自立支援の充実

発達障害の思春期における中高生と親に対する相談・自立支援の充実に努めるとともに、成人期につなげるための支援にも取り組んでいきます。

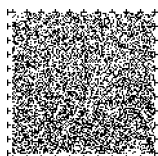
◎重症心身障害児（者）通所事業

身近な地域での通所環境を整備し、在宅の重症心身障害児（者）の日中活動の場を確保することにより、在宅療育の質の向上および介護者の負担軽減（レスパイトケア）を図ります。

<知的障害者等の雇用促進>

◎知的障害者等の就労移行の支援強化

心身障害者福祉会館（障害者生活支援センター、就労移行支援事業）



と就労支援センターの連携を強化し、知的障害者等の就労移行を積極的に支援します。

また、就労支援センターでは精神障害者等、さまざまな障害に対する就労支援に取り組んでいきます。

【子ども・子育て家庭】

児童虐待が疑われるケースに対しては、こども家庭あんしんねっと協議会を開催し、関係する団体が密に情報交換することで未然に防ぐよう努めています。区および公的機関が実施する以下の事業は、児童虐待の兆候の発見や防止につながるものであり、さらに事業を推進します。

◎児童相談

子育て支援課、児童センター、子育て支援センターが、子育てや発育に関する不安などの相談に対応しています。

◎養育支援訪問（子育て支援センター指導員）

子育て支援センター指導員が、養育困難の可能性のある家庭を訪問し、一時的に子どもの育児を代理し、その間に睡眠をとっていただきます。また、掃除を親子と一緒にやり、育児環境の改善を図っています。

◎一時保育事業（保育園）

保育園で、疾病や看護などの理由で養育困難な家庭の子どもを一時的に保育しています。

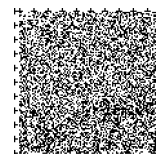
◎オアシスルーム（保育園・児童センター）

保育園や児童センターで、乳幼児の一時預かり事業を実施しています。買い物、観劇等さまざまな場合に利用でき、保護者のリフレッシュを図る事業です。

②成年後見サービスの拡充 →P32参照

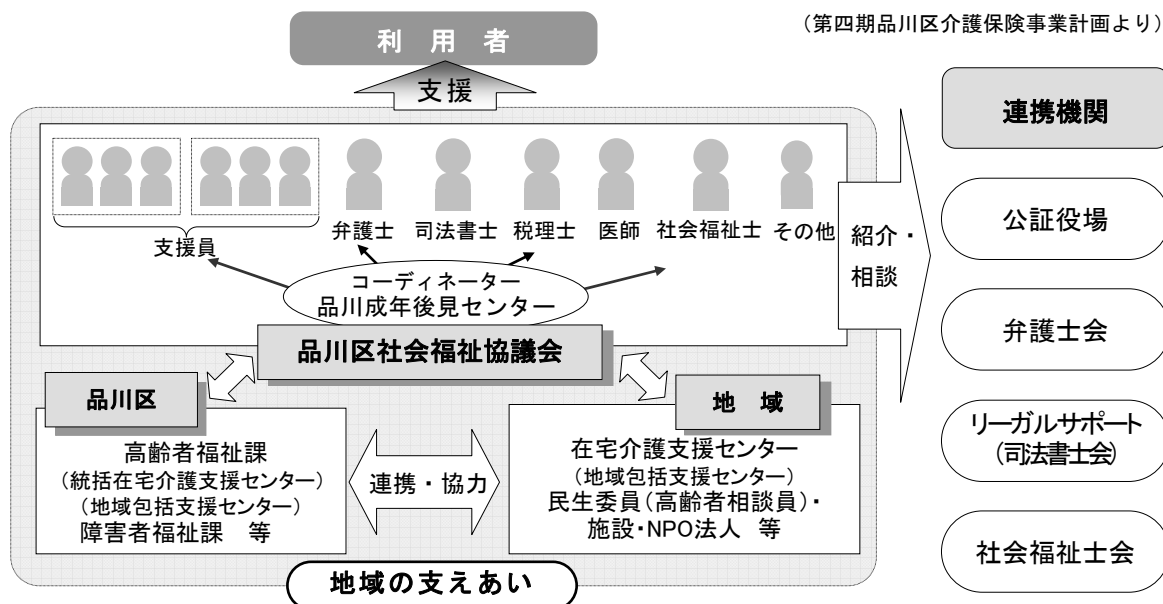
区および品川区社会福祉協議会では、権利擁護のしくみづくりに積極的に取り組み、平成14年6月に品川区社会福祉協議会に品川成年後見センターを開設以降、判断能力が衰えた高齢者や障害者を支援するため、成年後見制度の活用による区長申立を行い、品川区社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任する取り組みを進めてきました。また、社会福祉協議会による成年後見の代理申立など、新たな親族申立手続の方法の確立により成年後見活動の充実を図っています。さらに、品川成年後見センターでは、任意後見制度の活用とともに、市民後見人養成・活用事業に着手し市民後見人の後見監督人としての取り組みも行っています。

今後、さらに需要が見込まれる成年後見制度の利用に対して、区、品川成年後見センターを中心に関係機関と一層の連携強化を図るとともに、制度案内や利用手続きの支援など相談体制を充実し成年後見制度の活用を推進します。



〔成年後見サービスによる支援イメージ〕

(第四期品川区介護保険事業計画より)



③メンタルヘルス対策の拡充

増加し続けるうつ病や自殺を、早期に発見・予防するため、心の健康づくりセミナー、専門医によるうつ病相談事業、講演会などの事業に取り組み、メンタルヘルス対策を拡充します。さらに、パソコンや携帯電話を利用し気軽にストレスや落ち込み度をチェックできる「ストレスチェックサービス(こころの体温計)」の開設(平成23年9月)や、地域や職場、教育等の分野において自殺のサインに気付き、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材を育成する「ゲートキーパー養成研修」を推進し、命を守る支援を継続的に実施します。

(4)すべての人が快適に暮らせるまちづくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

移動等円滑化の法制度の規制対象となっていない小規模店舗等のユニバーサルデザインを推進するため、相談対応の体制を充実します。

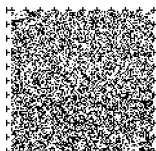
②安心して暮らせる住まいの確保

グループホームや生活支援機能を強化した高齢者住宅などの整備・誘導を進め、暮らしの基盤となる住まいの確保を推進します。

また、高齢の居住者についても、地域との交流や支えあいの活動にも参加できるように、運営における工夫を促進していきます。

③ユニバーサルデザインの普及啓発

区内企業や一般区民、区職員向けの研修を企画・実施し、区内におけるユニバーサルデザインに対する意識啓発と学ぶ場の充実を図ります。



「おたがいさま」の心で支えあいの活動

～ 「困ったときはおたがいさま」を広げよう ～

「助けて」と言われたら助けるという人はたくさんいます



あるときは受け手に



「助けて」と言うのが苦手な人は多いけれど

あなたも担い手になれる

- 近所で、町会・自治会で、PTAで、職場のCSR活動で
- 個人で、NPOで
- 時間が許す範囲で、リタイア後も
- 福祉に限らず、いろいろな分野で
- スーパーリーダーよりも世話好きな人、束ね役になれる人に

あなたも受け手になれる

- ちょっとしたことを頼みたいとき
- 近所の人と親しければ
- どんなサービスがあるのか知っていれば
- 人にもものを頼むのが苦手でも
- 勇気を出して「ちょっと手伝って」と言ってみる

例えばこんなこと

あるときは担い手に

例えばこんなこと

- 点字ブロック上に自転車を置かない
- 子育て中の人に応援の声をかける
- 近所の人に「ちょっと手伝って」と言ってもらえる仲になる
- ひとり暮らしの高齢者の安否を確認する（明かり、洗濯物、新聞など）
- 視覚障害者を見かけたら案内誘導する
- 福祉サービスを口コミで伝える

個人

- 近所の人、知り合いに「ちょっと来て」「ちょっと手伝って」と声をかける（買い物、電球交換など）
- 困っていること、心配なことをふだんから伝えておく

地域

- 町会・自治会の活動に参加する
- 地域防災組織の活動に参加する
- PTA活動に参加する
- 83（ハチサン）運動に参加する

- 町会・自治会や民生委員に相談する
- 災害時要援護者に登録する

仲間

- NPOをつくる、NPOで活動する：サロンやコミュニティレストランの運営、高齢者・子育て・障害者の支援、健康づくりなど（品川区や品川区社会福祉協議会の助成を活用）

- NPOやボランティア団体に支援を依頼する
- 親子サロンなどの双方向の支えあい活動に参加する

職場

- 地域の清掃・イベント支援など多様なCSR活動を進める
- 高齢者、障害者など就労が困難な方を採用する
- 社会貢献している事業者と優先的に取引をする

- 企業を通じた行政の助成制度を活用する（ベビーシッターのクーポン券利用など）
- 企業のCSR活動による支援・助成を活用する

品川区
社会福祉
協議会

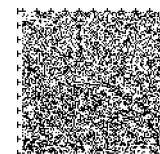
- 介護福祉専門学校の講座やボランティア講座を受ける
- 募金に協力する
- さわやかサービスの協会会員になる
- 養成講座を受けて市民後見人になる
- ほっとサロンを運営する（助成を活用）

- ほっとサロンに参加する
- さわやかサービス、たんぱつサービス、おでかけ（移送）サービス、ほっとサービスを利用する
- ボランティアセンターにボランティアを依頼する

品川区

- 孤立死防止ネットワーク（町会を通じて）、認知症サポーター、ファミリーサポーター、保育サポーター、ジュニアリーダー、手話・点字ボランティア、しながわ景観美化隊などに参加する

- 緊急通報システムなどハードのしくみを利用する
- 親子サロンや子育て広場に参加する
- 区の窓口や地域センターのコーディネーターに相談する

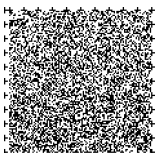


1) 現状と課題

【地区懇談会等での意見より】

- 町会が孤立死の防止活動を行うためには、一定の個人情報が必要だが、入手困難となっている。特にマンション居住者の様子を把握しにくい。
- 地域で活動をしたくても、どうしたらよいか方法がわからない。
- 地域の中で活動が縦割りにならないよう、関係する団体が情報を共有することが必要。

- ひとり暮らし高齢者などの増加などにより、**孤立死防止対策**や**地域での見守り**や**支えあい活動**の重要性が高まっています。一方、近年の個人情報保護などの動きにより、実際に活動したい町会・自治会などから、見守りや支援が必要となる人の情報を把握・共有できないという声が多数聞かれます。
- 区では、高齢者などの見守りに必要な情報提供を希望する町会・自治会に、一定のルールのもとにその情報を提供しています。しかし、地域では**個人情報の保護への過剰な反応**などから、福祉活動が思うように進まないといった現状があります。そのため、より多くの町会・自治会に**一定のルールに基づいた情報提供・活用**を広げていくとともに、適正な活用を啓発することが必要となっています。
- 地域における支援が必要な人の発見や、発見された生活課題を解決につなげていくためには、活動団体・組織などの関係者間での情報共有が必要です。現在、地域センターにおいて、ふれあいサポート活動を推進し、多様な地域団体のネットワーク形成につなげていますが、今後さらに**地域団体のネットワーク強化**や、**情報共有のしくみの充実**が必要となっています。
- サービスなどの情報提供については、主に、区広報紙や社協だより（品川区社会福祉協議会）、区ホームページ、各種リーフレットなどを活用していますが、閉じこもりがちな高齢者や障害者など、真に情報を必要とする人に情報が届いていない、認識されていないという現状があります。そのため、今後は情報を必要とする人に**確実に情報が届くしくみ**を整えていく必要があります。
- さらに、地域の支えあい活動を促進するために、サービスを利用する人だけでなく、**サービスを提供する人（地域で活動をしたい人）への情報提供**も必要となっています。



2) 取組の方針

地域での支えあい活動を促進するため、支援を必要とする人の情報の適正な活用や地域活動に関する情報の共有化とともに、コーディネーターや民生委員・児童委員などによる対面によるサービス情報の提供、活動したい人に向けた情報提供の充実を進めます。

3) 取組の内容

(1) 支援を必要とする人の情報の活用と保護

① 個人情報の活用と保護ガイドラインの作成

個人情報の有効活用と保護のためのガイドラインを作成し、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域福祉活動を支援します。

→次ページ参照

② 地域の活動を推進するための情報共有

地域で発見された生活課題を解決につなげていくため、13地区で定期的
に開催する地区ふれあいサポート活動会議において、情報を共有するた
めのしくみ（定期的な会議、ITによる情報化等）を検討します。あわせて、
活動領域に応じた情報共有を進めるとともに、領域間の情報共有が円滑に
できるようコーディネーターが橋渡し役となることをめざします。

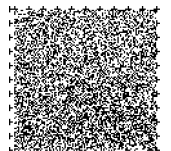
(2) サービスに関する情報提供の充実

① 支援を必要とする人への情報提供体制の充実

支援を必要とする人に、行政サービスや地域で提供されている多様なサ
ービスに関する情報を、確実かつ効果的に提供するため、高齢者、障害者
など情報の取得が困難な方に対し広報紙の郵送を実施するほか、直接顔を
合わせる対面により提供する方法を拡充するため、コーディネーターをは
じめとした地域の人材を発掘・育成・確保します。

② 地域で活動したい人への情報提供の拡充

地域住民や各種団体、品川区社会福祉協議会など、地域福祉に関わる人
や団体からの情報提供や情報発信、地域における情報の共有化を積極的に
進めるなど、地域で活動したい人への情報提供を行う方策を拡充します。



個人情報保護の過剰反応による弊害をなくし 個人情報を有効に活用するために

個人情報保護への過剰反応から、地域活動などに支障が生じている例がみられます。

しかし、ルールをしっかりと守れば、見守り活動など、必要な個人情報を活用することに問題はありません。地域福祉活動などに適切に活用できるよう、活用と保護のルールを定めます。



品川区個人情報活用と保護のルール

◆活用の条件

- 利用の目的を明確にする。
- 管理の方法をしっかりと定める。
- 区と適用される団体との間で協定などを結ぶ。

◆利用目的(例)

- 災害時要援護者への支援
- ひとり暮らし高齢者等の見守り
- 防犯・消費者対策等の支援
など

◆適用される団体

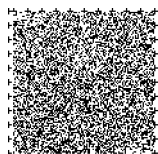
- 町会・自治会
- 民生委員・児童委員、主任児童委員
- 品川区社会福祉協議会
- 警察署、消防署 など



◆提供できる情報(区が保有する情報で本人同意を得た情報)

- 介護保険制度により登録された情報(要介護1以上)
- 民生委員の訪問調査により登録された情報(ひとり暮らし高齢者等)
- 本人から申し出があったひとり暮らしの障害者 など

(ただし、利用目的によっては提供できない情報もあります。)

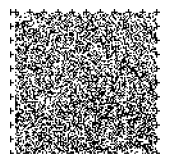


1) 現状と課題

【地区懇談会等での意見より】

- 地域の人が気軽に集まり、おしゃべりが出来る場所をつくるとよい。
- 高齢者のボランティアにポイントなどを付与し、その人が困ったときに優先的に使えるようにすると良い。地域貢献ポイントは好評である。
- 声をかけあって日常的な人のつながりをつくるとよい。地域にはさまざまな見守りのネットワークをつくるとよい。

- 地域福祉推進のためには、区民のだれもが何らかの形で地域の支えあい活動に関われる環境、すなわち**担い手**が育ち、活動しやすい環境を作っていく必要があります。
- 区民の自主的な活動として、区内のほとんどの地域で**サロン活動**が実施されています。しかし、地域によっては**活動拠点**が十分でなく、また個人の努力により場所を確保している場合が少なくありません。このため、活動場所をすべての地域で確保しやすくしていく必要があります。
- 区では、品川区社会福祉協議会が、地域における支えあい活動に**地域貢献ポイント制度**を導入し、高齢者などが積極的に社会参加するためのしくみを作っています。貯まったポイントは区内共通商品券との交換や福祉団体への寄附ができます。
- 区民活動に関する基金・助成金として、区の**地域振興基金**と品川区社会福祉協議会の**福祉ボランティアファンド**が設置されています。前者は区民を対象とした公益活動に対する事業助成を行っており、後者は活動の立ち上げに必要な資金を助成しています。今後、これらの制度の有効な活用を促進していく必要があります。
- さまざまな地域福祉の課題に取り組む民間団体を支援するしくみとして、**共同募金**が実施されています。地域福祉活動をより一層推進するために、有効な配分・活用方法の検討が求められています。
- 品川区社会福祉協議会に設置されている**品川ボランティアセンター**では、ボランティア育成のため、各種ボランティア講座の開催や、青少年や社会人を対象にした体験ボランティアなどを実施しています。
- 東京商工会議所品川支部では、「**座席譲りを広める会**」として、電車やバスの中で席譲りを広め、“思いやりのこころ”を育み、



心地よく暮らせる社会をつくることをめざした活動を実施しています。
このような「おたがいさま」の支えあいの意識を広げる啓発活動の充実が望まれています。

○介護の分野では、区が品川介護福祉専門学校に**品川福祉カレッジ**を開設し、介護サービス現場の人材の育成・支援をしています。品川福祉カレッジでは、ケアマネジメントコースや認知症ケア専門研修など組織的な研修により、専門的な人材育成を行っています。

2) 取組の方針

地域コミュニティ・支えあい活動のきっかけとなる機会やしくみを充実し、また自主的な活動のための場所や資金確保のためのしくみづくりを進めます。さらに、地域福祉を担う人材の育成支援、福祉意識の啓発を充実します。

3) 取組の内容

(1) 地域コミュニティ・支えあい活動を促進するしくみづくり

① サロン活動の拡充

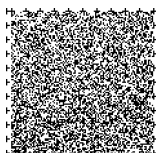
身近な相談や支援活動、世代間交流の拠点となるサロン活動について、現在実施されているほっと・サロンを拡充するとともに、さらに対象・活動目的・内容等が多様なサロン活動を促進するため、実施主体（町会・自治会、高齢者クラブ、NPO等）に対する場所の確保、活動資金の援助などの支援方策を検討します。

具体的な取組みとして、次のものが考えられます。

- 多様なサロン活動の拡充
高齢者・障害者等の憩いと交流、会食、世代間交流、放課後の子どもの居場所、子育ての仲間づくり、養育困難家庭の支援（夏休み中の昼食提供等）など
- 集会所、シルバーセンターのほか、町会会館の活用検討
- マンションや公的住宅等における交流の場の設置促進
- コミュニティ・カフェの設置促進

② 地域貢献ポイントの拡充と有効活用

地域貢献ポイント事業は介護保険制度の地域支援事業を活用していますが、地域における支えあい活動に有効に活用できるよう、対象となるボランティア活動の拡充を図っていきます。



(2)自主的な活動を支援するしくみづくり

①活動の立上げと自立の支援

地域で公益活動を行う団体を支援する地域振興基金（区）および福祉ボランティアファンド（品川区社会福祉協議会）を活用した助成制度を周知、有効活用し、地域福祉活動団体の立ち上げ支援、公益活動団体の育成を目的とした区民活動助成を進めます。

◎立ち上げ資金の助成

◎育成を目的とした事業資金の助成

②住民にとって身近なつどいの場づくり

区有施設・跡地等の有効活用により、住民にとって身近な地域福祉活動の拠点の整備を促進します。

◎ほっと・サロンの運営支援

誰もが楽しく参加できる地域の憩いの場として、身近な地域で住民が世代を超えてサロンに集い、企画の内容や運営までみんなで考えて参加する仲間づくりの活動です。

新規開設の団体を支援するとともに、助成金を活用し自主団体の運営を支援します。また、品川区社会福祉協議会に、ほっと・サロン活動支援費等を助成します。

ほっと・サロン（平成22年11月現在、12ヶ所）

■自主団体（自宅・借家などで開催）

こかげの家	福寿草
ほっとホットHOT	ひまわりの会
和（なごやか）	ハーモニー体操
ゆうゆう	サロン月見草
おはなしたまご	

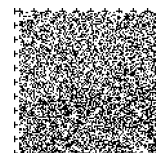
■区が場所を提供

荏原ほっと・サロン（荏原四丁目）
西大井ほっと・サロン（西大井三丁目）
南品川ほっと・サロン（南品川シルバーセンター内）

◎コミュニティレストランの拡充・支援（再掲）

高齢者の食生活の改善や健康増進により介護予防を進めるため、西大井いきいきセンター、大井町食堂、南品川ほっと・サロンにおいてNPOやボランティア団体等がコミュニティレストランを運営しています。

今後、さらに拡充・支援をしていきます。



◎山中いきいき広場の拡充・支援

区立山中小学校の空き教室を改修し、地域の中高年の人に活動の場と機会を提供しています。運営は地域の中高年の人々で構成される自主組織「山中いきいき広場運営協議会」が行っています。今後、さらに拡充・支援をしていきます。

◎しながわシニアネット（いきいきラボ関が原）の拡充・支援

しながわシニアネット（いきいきラボ関が原）は、概ね55歳以上の区民で構成される団体で、「いろいろなことにチャレンジする気持ち」を基本として、「自分のやりたいこと、できること」を「みんなで、気軽に楽しく実行すること」を活動方針に、地域とシニアのために活動しています。今後、さらに拡充・支援をしていきます。

◎シルバーセンター等の有効活用

住民にとって身近なつどいの場を増やすため、シルバーセンター施設・設備の多面的な活用を検討します。また、マンションや公的住宅の集会室等の活用についても検討します。

活動拠点の設置場所（イメージ）

- 集会所、シルバーセンター等の区有施設および区有施設跡地
- マンション、公的住宅の集会室、町会会館
- 商店街の空き店舗、空家 など

③共同募金等の地域福祉活動への有効活用

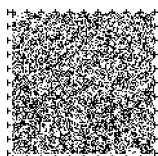
共同募金、地域振興基金（区）、福祉ボランティアファンド（品川区社会福祉協議会）を地域福祉活動に有効に活用するための方策について検討していきます。

(3) 地域福祉を担う人材の育成支援

①専門的な人材の育成支援

◎市民後見人養成事業の充実（P42参照）

品川成年後見センターでは、平成18年4月から、市民後見人の養成事業に取組み、「NPO法人 市民後見人の会」とともに成年後見制度の普及と安定的な制度活用を推進しています。認知症高齢者の急増にともない、今後、成年後見制度に対する期待が一層高まる中で、後見人業務を適正に遂行できる人材確保の開拓が求められています。そこで、一般区民を「市民後見人」として養



成し、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域主体の観点から推進します。

◎コーディネーターの育成

地域福祉活動のコーディネーター育成のための研修を実施できるよう、品川区社会福祉協議会を支援します。

②ボランティア等の育成支援

◎ヤングシニア世代等の地域デビューの促進

ボランティア講座の充実等により、団塊世代をはじめとしたヤングシニア世代等の地域デビューを促進します。

◎PTA等を通じた担い手の育成・確保

学校におけるPTA活動や保護者とのつながりを通じ、地域福祉活動の担い手の育成・確保の方策について検討します。

(4) 福祉意識の啓発

①多様性を認め合う意識づくり

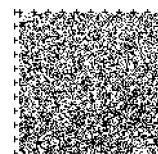
高齢者や障害者を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、互いに支えあって生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという「ノーマライゼーション」理念の普及・啓発を行います。

また、「ノーマライゼーション」を具体化するため、さまざまな事情により社会から孤立し、自立生活上の支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込み、共に生き、支えあい、だれもが排除されない社会づくりをめざす「ソーシャルインクルージョン」の考え方についても普及・啓発していきます。

②支えあいの意識づくり

地域福祉活動においては、日ごろからの地域の人同士のコミュニケーションが重要であることから、これを促進するための普及・啓発を行います。

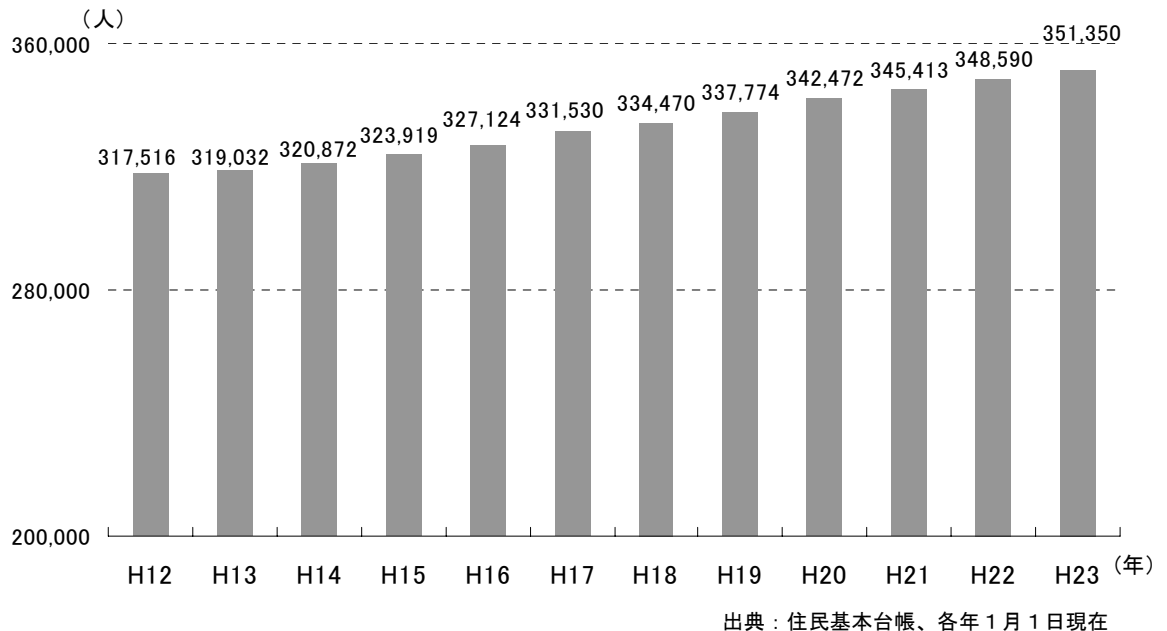
また、「困ったときはおたがいさま」の意識づくりや、困ったときに「助けて」と言える人を増やすために、学習や体験、催し等の啓発事業を区内企業・企業団体等との協働により実施し、「おたがいさま運動」を促進します。



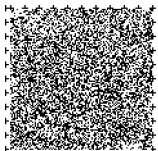
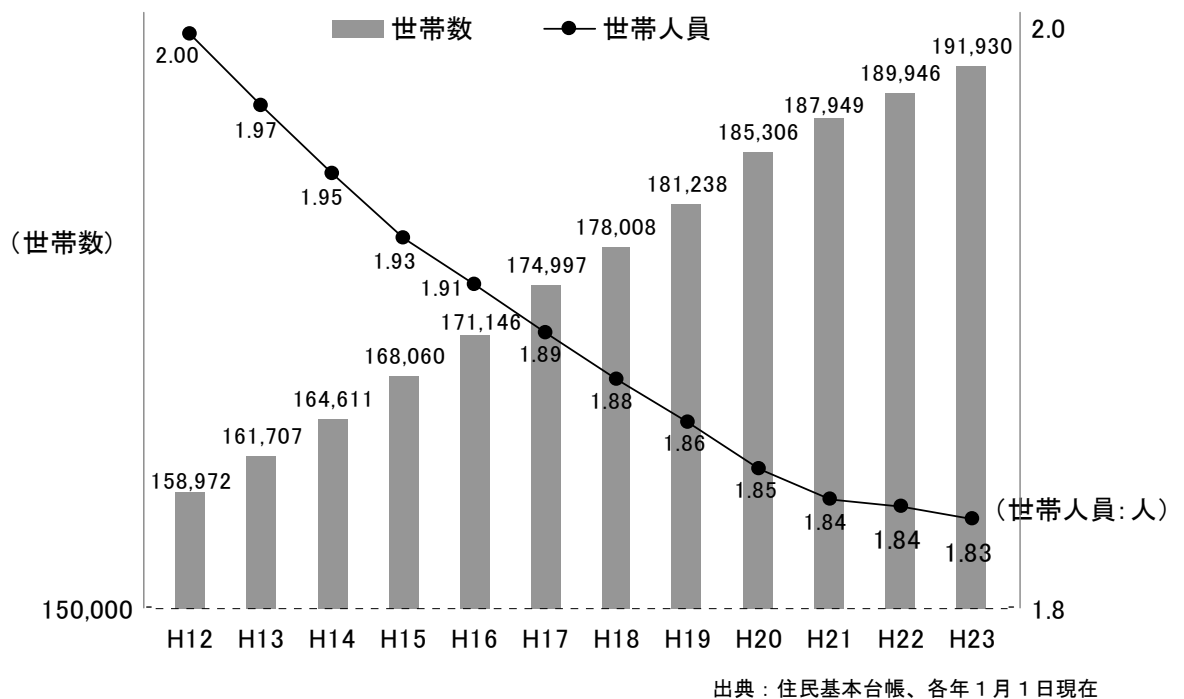
資料編

1 品川区の人口動向等

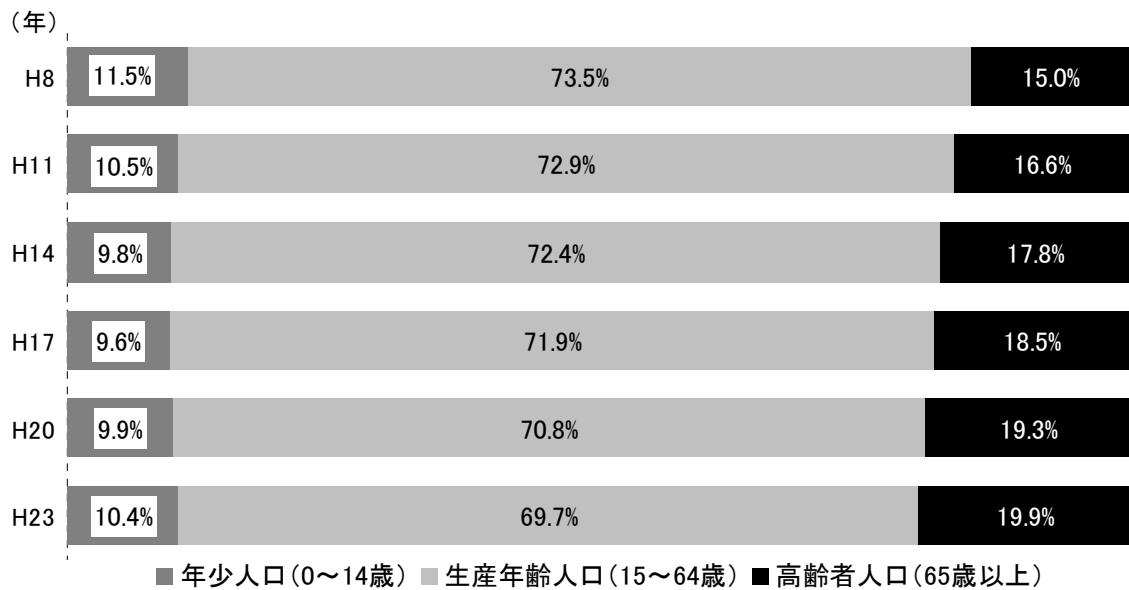
(1) 人口の推移



(2) 世帯数、世帯人員の推移

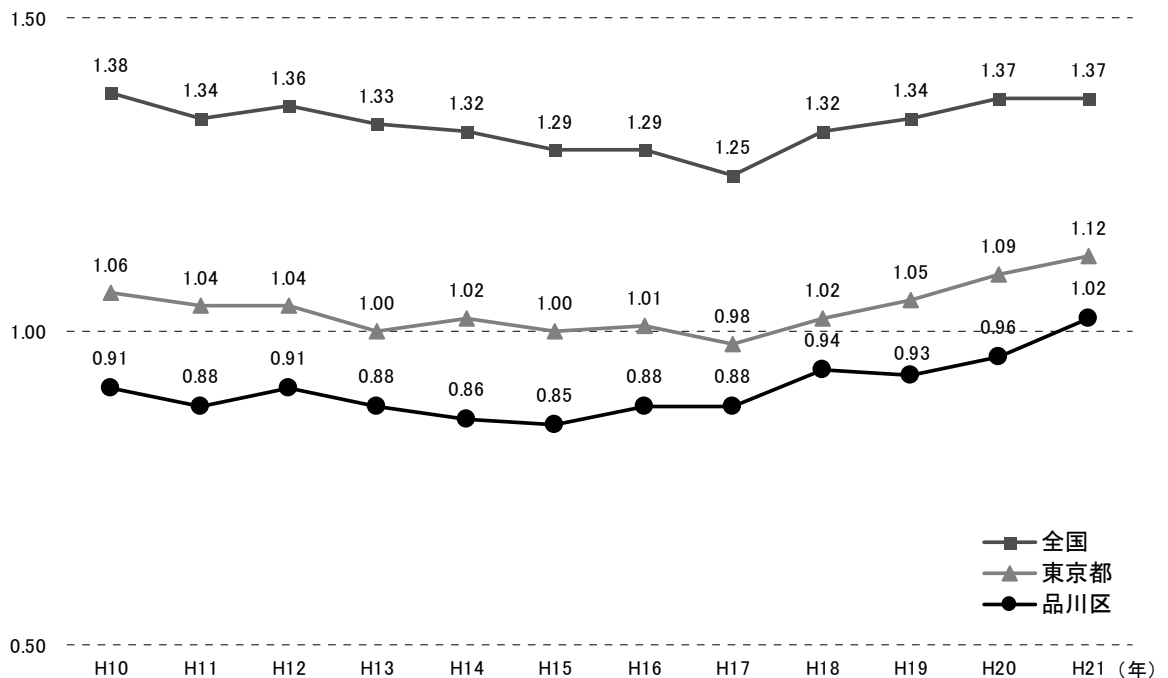


(3) 三区分別人口比率の推移

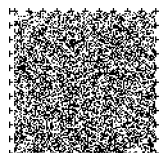


出典：住民基本台帳、各年1月1日現在

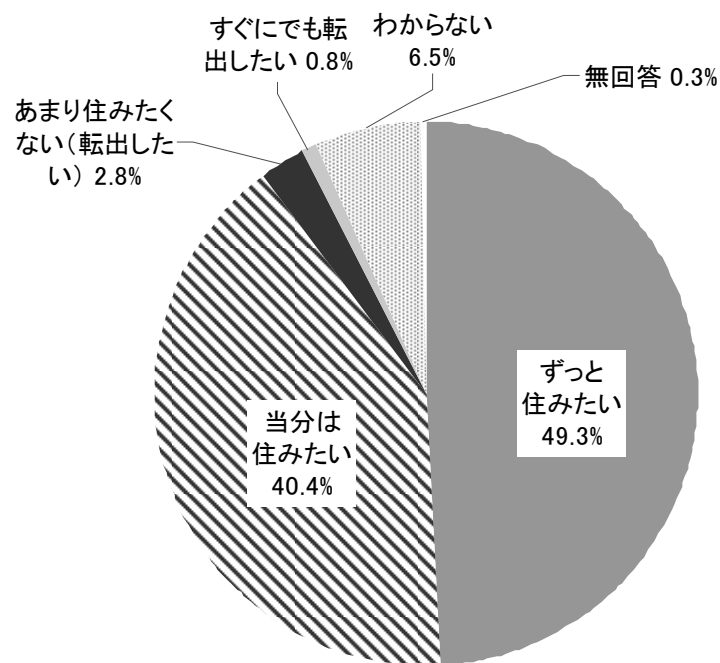
(4) 合計特殊出生率



出典：東京都人口動態統計年報

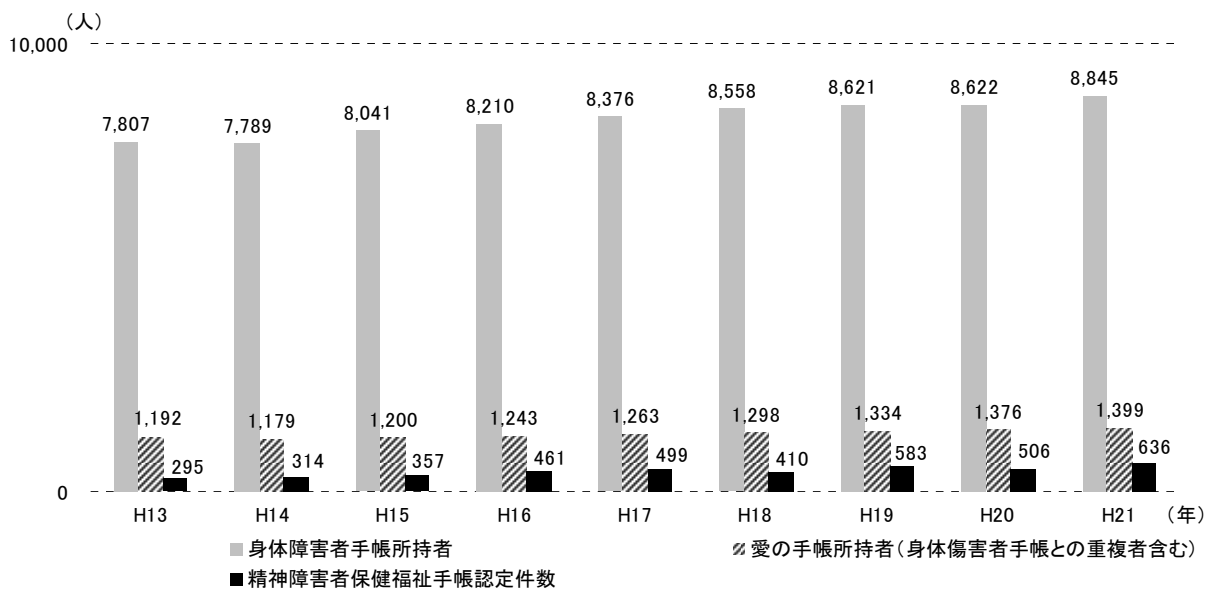


(5) 定住意向

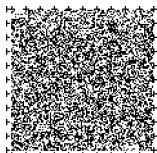


出典：第19回品川区世論調査（平成22年）

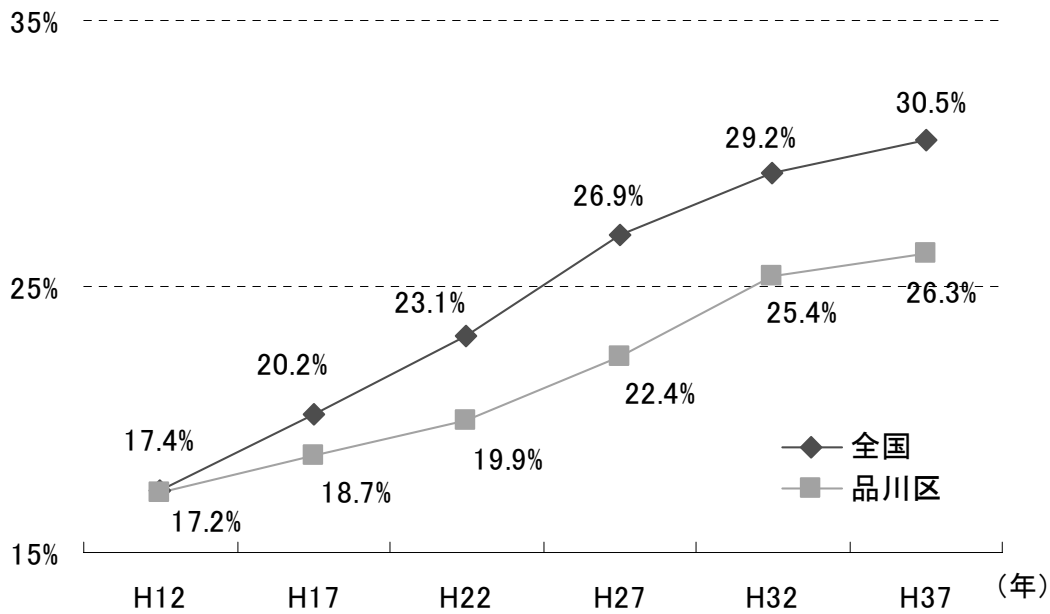
(6) 障害者数の推移



出典：品川区作成資料

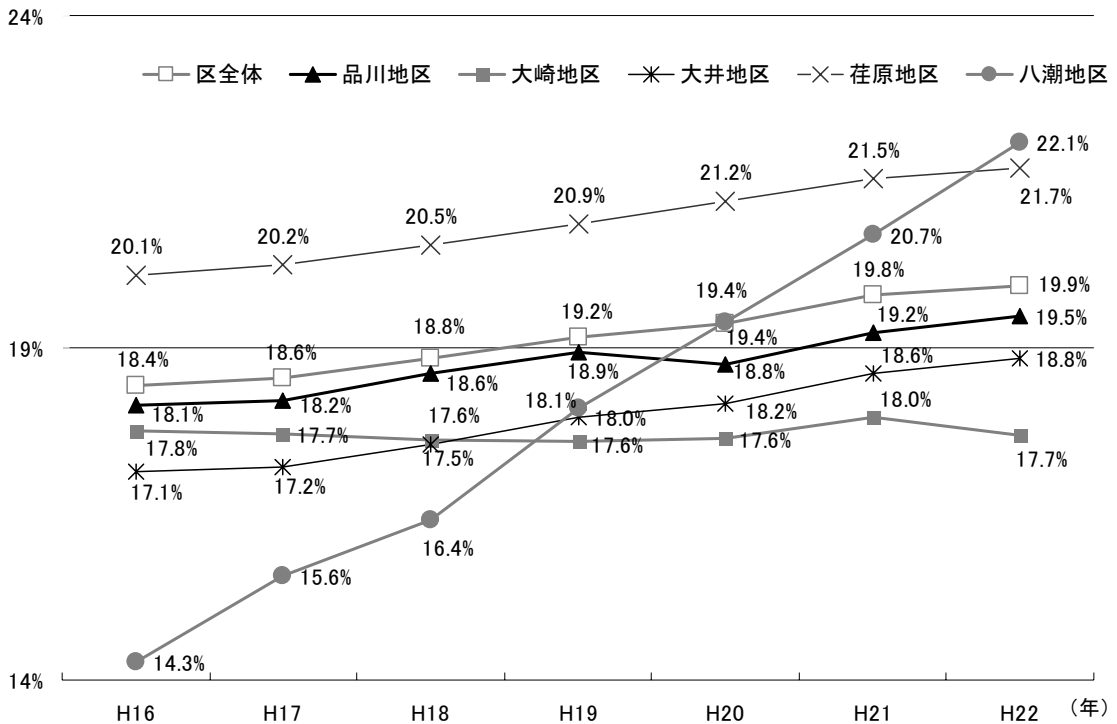


(7) 全国・品川区における今後の高齢化率の推移

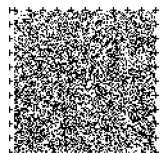


①全国および品川区の平成12・17年は総務省「国勢調査」統計による。各年10月1日現在人口。
 ②全国平成22年以降および品川区平成32年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」推計。
 ③品川区平成22・27年は品川区長期基本構想における推計値。

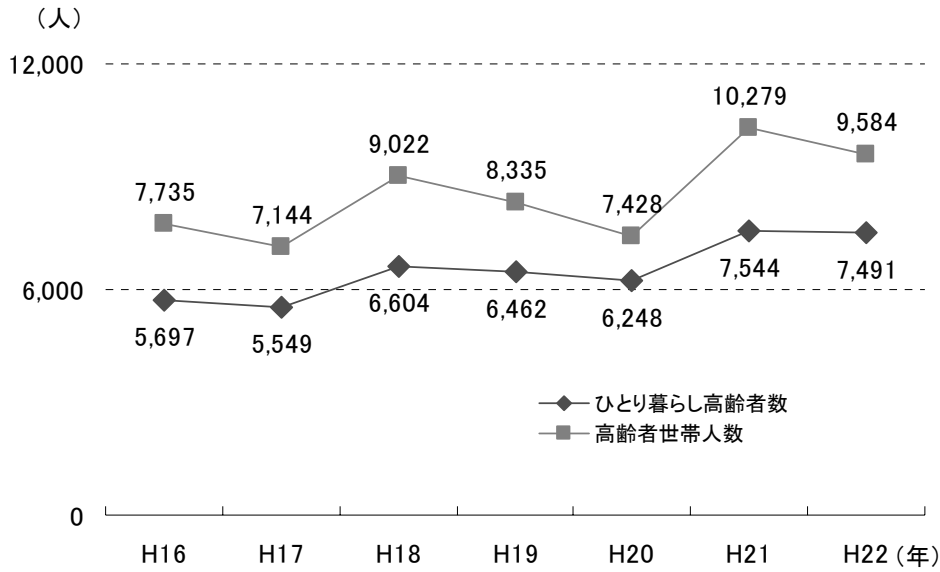
(8) 品川区および地区別の高齢化率の推移



出典：品川区介護保険制度の運営状況（平成15～21年度）



(9) 品川区内のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の推移



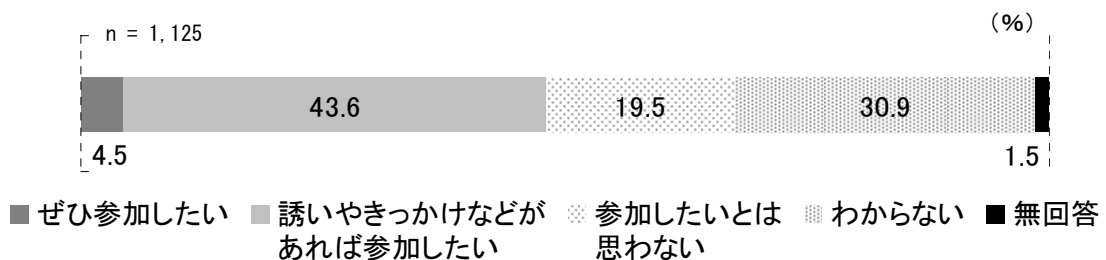
出典：高齢者福祉関係資料（平成16～22年度）

(10) 緊急対応の状況

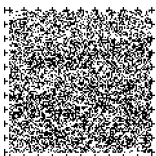
		死亡数		救命数		安否確認		総計	
		H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22
合計		18	25	21	29	7	12	46	65
要介護度	要支援1・2	7	8	4	12	5	3	16	22
	要介護1・2	4	5	10	11	1	6	15	22
	要介護3～5	1	1	3	4	0	0	4	5
	申請中	0	0	1	1	0	0	1	1
	未申請	6	11	3	1	1	3	10	15
発見まで日数	2日以内	7	17	/		/		/	
	3日～1週間	9	5						
	1～2週間	2	1						
	2週間以上	0	2						

数値は、平成21年度および22年度に区高齢者福祉課や在宅介護支援センターが関与した緊急対応の事例数のみ。
 (この他の区他部署や警察署・消防署などが直接対応した事例は含まない。)
 出典：品川区作成資料

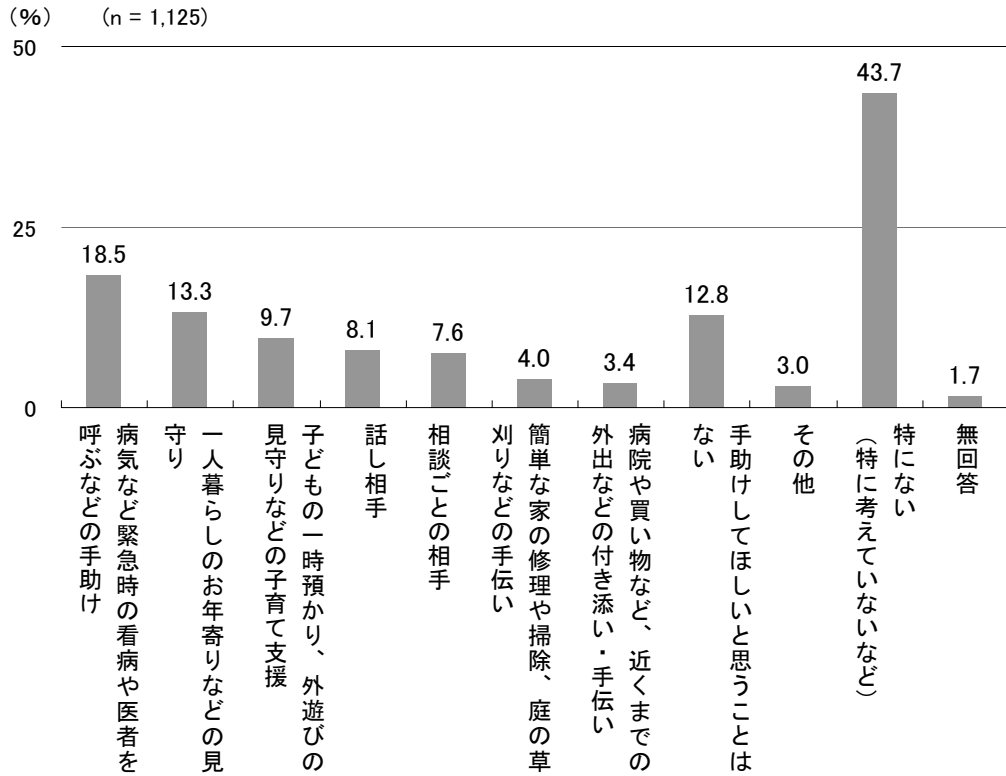
(11) ボランティア活動や助け合いへの参加意向



出典：第19回品川区世論調査あらまし（平成22年）

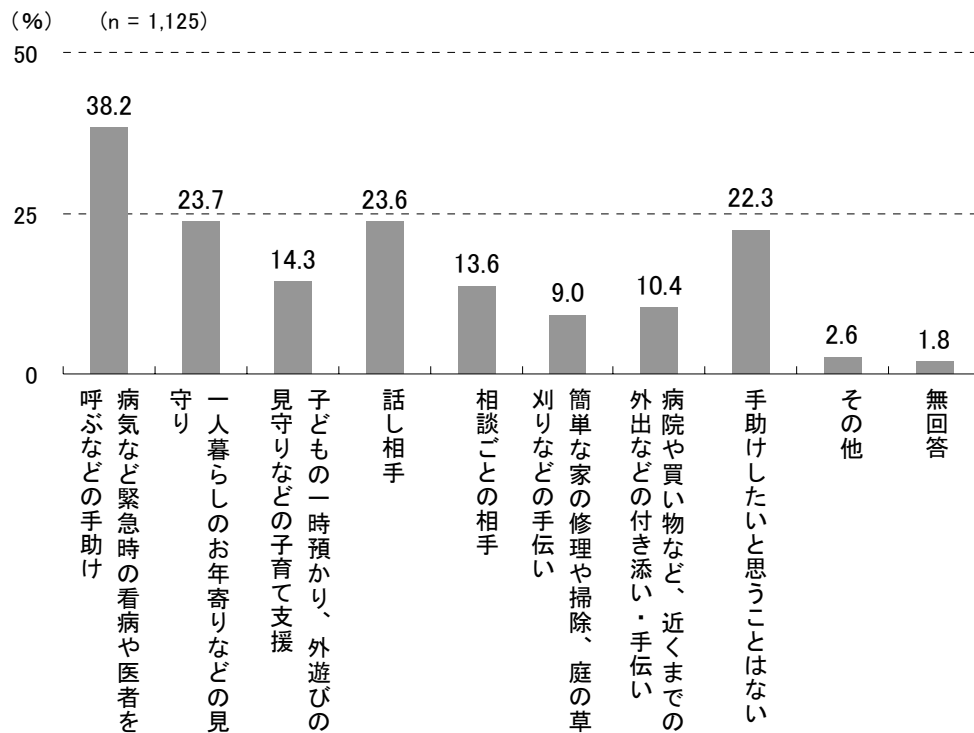


(12) 近隣とお付き合いの中で「してほしい」と思うこと

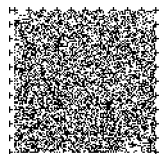


出典：第19回品川区世論調査あらまし（平成22年）

(13) 近隣とお付き合いの中で「手助けしたい」と思うこと



出典：第19回品川区世論調査あらまし（平成22年）



(1) 地域センターへのコーディネーターの配置

品川第二地区でモデル実施している「ひとり暮らし高齢者等生活応援事業」では、品川区社会福祉協議会職員1人をコーディネーターとして配置し、民生委員・児童委員OB3人を協力員として配置しています。

また、協力員によりニーズ調査を実施するとともに、買い物支援事業をモデル実施しています。

【品川第二地区モデル事業の概要】

● 事業概要

国の安心生活創造事業の選定を受け、「品川区ひとり暮らし等生活応援事業」を3年間のモデル事業（平成21～23年度）として実施する。

● 目的

ひとり暮らし高齢者等への見守りおよび買い物支援などを行うことにより、地域で安心して暮らせるための支援を行う。

● 実施主体

品川区社会福祉協議会（さわやかサービス）と品川第二地域センターが連携し実施する。

● 実施内容

ニーズ把握：2,500人のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活での困りごとなどを調査し、調査結果の分析からニーズの課題整理を行う。

・体制整備：コーディネーター、協力員を配置する。

・その他、支援サービスの試行、財源確保策の検討等を行う。

● 補助率 国補助10/10

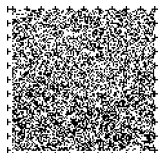
(2) ふれあいサポート活動の展開

①配食サービス

- 学校給食配食サービス・・・・・・・・・・昼食を週2回、ボランティアが配達
- 夕食配食サービス・・・・・・・・・・週2回、商店街連合会への委託
- ボランティア給食配食サービス・・週2回、地域ボランティアが調理・配達

②高年者懇談会

- 地区民生委員の企画運営により、地域の70歳以上のひとり暮らし



高齢者のために食事会や演芸会などを開催しています（13地区、年10回開催）。

③ふれあい健康塾

- 地域の健康づくり推進委員中心の運営で、健康維持と転倒骨折予防のための簡単な体操やゲーム等を行い、心身のリフレッシュを図っています（13地区、月1回開催）。

④訪問ボランティア事業（お元気ですかサービス）

- 地域の支えあい活動を進めるため、ボランティアが高齢者や障害者のお宅を定期的に訪問し、声かけや見守りを行っています。

⑤地区ふれあいサポート活動会議

- 13地区で定期的開催。さまざまな地域団体が連携し、定期的な情報交換や地域に密着した支援活動を行っています。

⑥災害時助け合いシステム

- 災害時要援護者避難誘導ワークショップの実施
- 災害時要援護者名簿の作成

（3）高齢者等の見守りネットワークの構築

①民生委員（高齢者相談員）による見守り活動

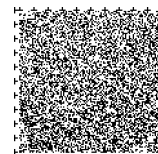
- 民生委員（高齢者相談員）が高齢者世帯等を訪問し、話し相手や相談助言などを行い、必要なケースについて関係機関等に連絡しています。
- また、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯調査も行っています。

②孤立死防止ネットワーク事業

- 行政だけでは対応できない孤立死問題への取組みとして、地域特性に応じた見守り活動を展開する町会等に対して活動を支援しています（研修の実施、助成金の交付など）。
- 現在、10団体（品川地区1、大井地区1、八潮地区3、荏原地区5）に助成しています。
- 平成22年度には活動発表会「地域のチカラで孤立死防止」を開催し、事業の全区的な取組みに向けた普及・啓発を行いました。

③認知症サポーター養成事業

- 地域住民に対し学習会・研修会を開催し、認知症高齢者に対する理解を地域に浸透させ、地域の中で見守り、支えていくしくみを構築しています。
- 平成18年度から開始し、平成22年度までに9地区へ拡大しました。
[対象] 民生委員、町会、高齢者クラブ、警察、小学校、
商店街等 延参加者数 1,898人（21年度実績）



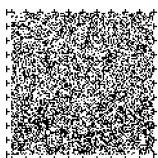
- ④しながわ見守りホットライン（24時間情報受付ダイヤル）の設置
- 平成22年10月から地域における児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しました。
 - 子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るためのしくみであり、通報者の秘密を厳守するとともに、家庭内における虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。
- ⑤高齢者虐待防止ネットワーク、緊急通報システム、福祉電話等の重層的な見守りを実施しています。

（４）高齢者等の生活支援のためのサービスの拡充、再構築

- ①配食サービスのしくみの再構築（再掲）
- ②さわやかサービス（品川区社会福祉協議会）
- ③その他多様な介護予防関連事業の展開

（５）品川成年後見センターによる市民後見人養成事業の充実

- 市民後見人は、一定の倫理観を有し、社会貢献に意欲を持った区内在住者を対象として、毎年50人程度を養成します。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士、看護師、品川成年後見センター職員を講師として、「市民後見人養成・研修講座」3日間（21時間）および「フォローアップ研修」3日間（21時間）の研修を通じ、制度概要、認知症高齢者・障害者の特性、関連福祉制度、法律等の知識、事例研究、後見実務、市民後見人の役割と心構え等を身に付けていきます。
- 研修修了者40人が、平成20年1月24日にNPO法人市民後見人の会を設立、認証され、すでに申立事例について後見業務に就いています。（品川区社会福祉協議会が後見監督人として家庭裁判所からの選任を受けています。）
- 今後も、品川区社会福祉協議会とNPOとの協働を通じ、ふれあいサポート活動への参加も視野に入れながら市民後見人の積極的な養成を図ります。
- 認知症高齢者や障害者を地域主体で支えあうしくみを通じて、住民参加型の地域福祉を推進していきます。



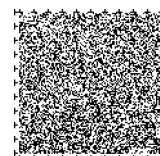
3 品川区地域福祉計画策定委員名簿

敬称略。役職名は平成23年3月現在

氏名	役職
小笠原 祐次 <委員長>	前品川区介護保険制度推進委員会委員長
石井 傳一郎	品川区社会福祉協議会会長
横畑 昌枝	品川区民生委員協議会会長(～H22.11.30)
石川 政則	品川区民生委員協議会会長(H22.12.1～)
新井 利夫	品川区民生委員協議会主任児童委員部会長
島崎 妙子	品川区重症心身障害児(者)を守る会会長
高瀬 茂	品川区医師会会長
白岩 照男	荏原医師会会長
斎藤 一人	品川歯科医師会会長
古澤 博行	荏原歯科医師会会長
新美 まり	社会福祉法人 福栄会理事長
渡辺 美恵子	NPO法人 ふれあいの家ーおばちゃんち代表理事
志子田 悦郎	NPO法人 アーテム理事長
渡邊 義弘	NPO法人 品川ケア協議会理事長
荒井 宏師	品川区区政協力委員会協議会会長
市川 信之助	品川区青少年対策地区委員会連合会会長
浦山 嗣雄	品川区商店街連合会会長
後藤 せき子	品川区女性起業家交流会会長
香取 治夫	品川区高齢者クラブ連合会会長
根本 貴司(富士見台中)	品川区立中学校PTA連合会会長
井上 明裕(城南第二小)	品川区立小学校PTA連合会会長
須田 健治	京陽会会長
早坂 昌幸	品川区社会福祉協議会ボランティア運営委員会委員長

【事務局】

所属	氏名 役職
健康福祉事業部	木下 徹 健康福祉事業部長
	富岡 正明 高齢者福祉課長
	永尾 文子 障害者福祉課長
	間部 雅之 高齢者いきがい課長
	高桑 春彦 介護保険担当係長
	野口 貴生 高齢者支援第一係長
	小島 由美子 民生委員担当係長
	三枝 世理子 療育支援担当係長
	市川 友章 介護保険担当
地域振興事業部	宮地 恵美子 地域振興事業部長
	中山 武志 地域活動課長
	秋山 徹 協働・国際担当課長
	黒滝 ミツイ ふれあいサポート担当係長
子ども未来事業部	古川 良則 子ども未来事業部長
	安井 裕彦 子育て支援課長
品川区社会福祉協議会	小野 孝 事務局長
	上山 由美子 事務局次長
	布施 恵美子 さわやかサービス室長
パシフィックコンサルタンツ(株)	飯島 玲子 ヘルスケア&ウェルネス業務室
	佐藤 早苗 ヘルスケア&ウェルネス業務室
	立川 宏 ヘルスケア&ウェルネス業務室



4 品川区地域福祉計画策定委員会の検討経過

回	開催日	主な検討内容
第1回	平成22年 7月22日	○ 計画改定の趣旨および計画の位置づけについて ○ 現行計画の成果について(個別施策の実施状況等) ○ 改定の進め方について ○ 地区懇談会の実施状況について
第2回	9月17日	○ 児童虐待の防止と支援策について ○ 品川区における地域福祉の重点テーマと課題について
第3回	12月20日	○ 品川区地域福祉計画の骨子案について
第4回	平成23年 4月7日	○ 品川区地域福祉計画について

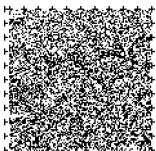
5 地区懇談会の開催状況

(地区ふれあいサポート活動会議、町会・自治会長会議等)

(ふ)：ふれあいサポート活動会議、(町)：町会・自治会長会議

	地区名	開催日
前 期	品川第一	平成22年6月15日(地区活動会議)、平成22年6月23日(ふ、町)
	品川第二	平成22年6月19日(ふ、町)
	大崎第一	平成22年7月13日(ふ)
	大崎第二	平成22年6月23日(ふ)、平成22年7月15日(ボランティア懇談会)
	大井第一	平成22年6月10日(ふ)
	大井第二	平成22年6月25日(ふ)
	大井第三	平成22年6月29日(ふ)
	荏原第一	平成22年6月23日(ふ)
	荏原第二	平成22年6月29日(ふ)
	荏原第三	平成22年6月18日(ふ)
	荏原第四	平成22年7月12日(ふ)
	荏原第五	平成22年6月29日(ふ)
八潮	平成22年6月22日(ふ)	
後 期	品川第一	平成23年2月23日(ふ、町) 平成23年3月8日(施設連絡会)
	品川第二	平成23年2月17日(ふ、町)
	大崎第一	平成23年1月27日(ふ)、平成23年2月14日(町)
	大崎第二	平成23年2月8日(ボランティア懇談会)、平成23年2月9日(ふ)
	大井第一	平成23年2月8日(町)、平成23年2月10日(ふ)
	大井第二	平成23年3月2日(ふ)、平成23年3月23日(町)
	大井第三	平成23年1月31日(町)、平成23年2月22日(ふ)
	荏原第一	平成23年3月7日(ふ)、平成23年3月18日(町)
	荏原第二	平成23年2月18日(町)、平成23年2月24日(ふ)、 平成23年3月24日(ふれあい懇談会)
	荏原第三	平成23年2月3日(ふ)、平成23年2月10日(町)
	荏原第四	平成23年2月7日(ふ)、平成23年2月14日(町)
	荏原第五	平成23年2月1日(町)、平成23年2月8日(ふ)
八潮	平成23年2月9日(町)、平成23年2月17日(ふ)	

全41回 延べ761人参加



品川区地域福祉計画



平成23年4月

発行：品川区健康福祉事業部
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL. 03-5742-6927（直通）

品川区ホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

